第５章　施策の体系

『第５章 施策の体系』の構成について

〔表紙のページ〕

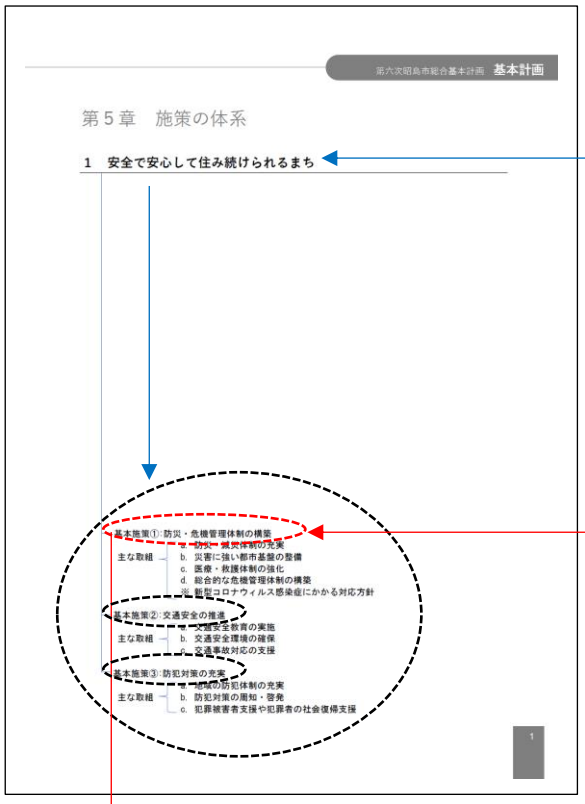

・タイトル（大区分）は基本構想の大綱です。
・施策の体系は、大綱ごとに編成しています。
・施策の体系は、複数の基本施策（中区分）で構成されています。

・基本施策ごとに章立てし、詳細を記載します。
・基本施策は、① 将来あるべき姿と、② その実現に向けた取組、③ 取組に基づく主だった事業の、大きく３つの内容構成となっています。

基本施策に関連する、SDGs１７の目標（p.○○）のアイコンを表示しています。

〔基本施策のページ〕

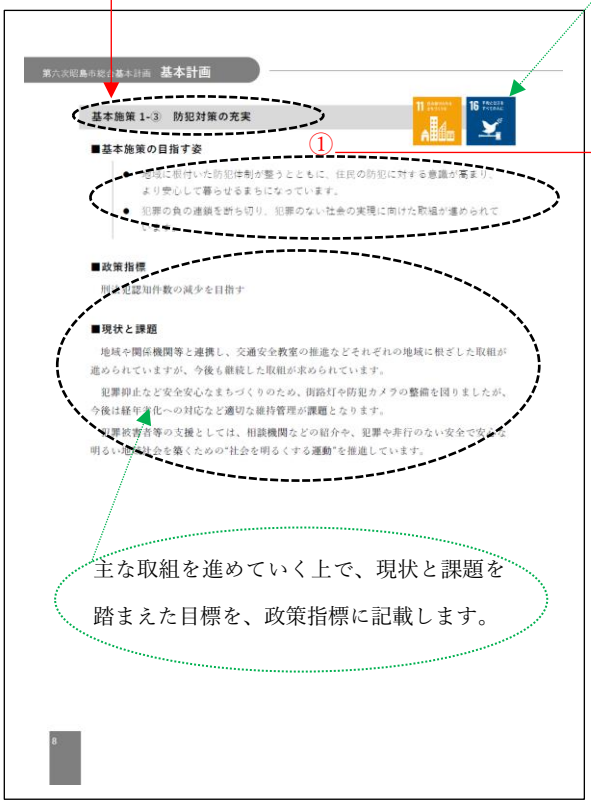

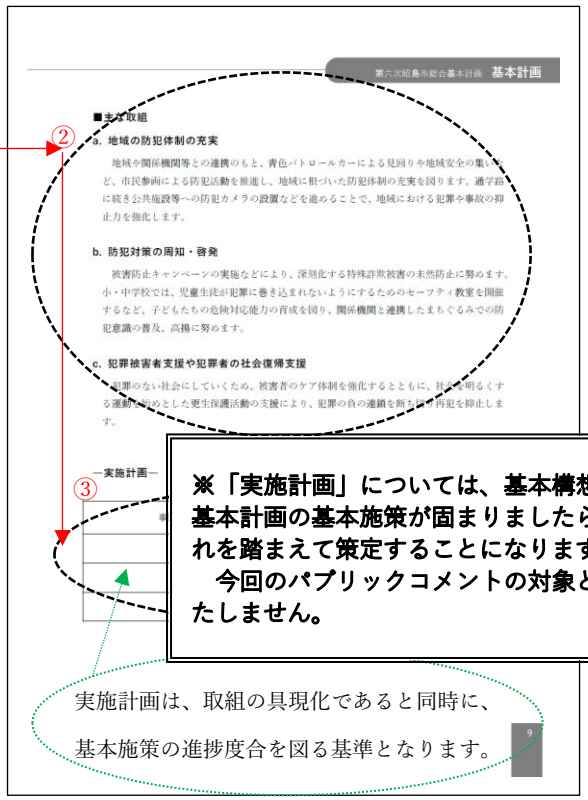

主な取組を進めていく上で、現状と課題を踏まえた目標を、政策指標に記載します。

実施計画は、取組の具現化であると同時に、基本施策の進捗度合を図る基準となります。

※「実施計画」については、基本構想及び基本計画の基本施策が固まりましたら、それを踏まえて策定することになります。
今回のパブリックコメントの対象とはいたしません。

第５章　施策の体系

1　安全で安心して住み続けられるまち

- 基本施策①：防災・危機管理体制の構築
  - 主な取組
    - a. 防災・減災体制の充実
    - b. 防災意識の醸成
    - c. 災害に強い都市基盤の整備
    - d. 医療・救護体制、避難支援体制の強化
    - e. 総合的な危機管理体制の構築
    - ※ 新型インフルエンザ等の感染症に対する危機管理体制の整備や対応方針
- 基本施策②：交通安全の推進
  - 主な取組
    - a. 交通安全意識の醸成
    - b. 交通安全環境の確保
    - c. 交通事故対応の支援
- 基本施策③：防犯対策の充実
  - 主な取組
    - a. 地域の防犯体制の充実
    - b. 防犯対策の周知・啓発
    - c. 犯罪被害者支援と再犯抑止

基本施策 1-①　防災・危機管理体制の構築



■基本施策の目指す姿

- 「災害から自らのまちは自らが守る」という理念の下、「自助・共助・公助」の考えが浸透し、耐震、耐火、浸水対策が進められることで、災害に強い安全で安心なまちが形成されています。
- 発災時の医療・救護体制が強化されるとともに、感染症や気象災害等、多様化する新たな脅威などあらゆる危機に対応できる危機管理体制が構築されています。

■政策指標

市民の防災意識を高めるとともに、防災訓練への参加者を増やします

自主防災組織への加入世帯を増やします

消防団員の定数を確保し、体制を整えます

■現状と課題

近年は、台風や地震など自然災害により、毎年全国各地で甚大な被害が発生しています。災害による被害を最小限に抑えるためには、防災意識の向上はもとより、災害時はもちろん災害が起こる前から消防団や防災関係機関等と連携し、効果的な体制を整備し的確な措置を講じておかなければなりません。

共助の中核をなす自主防災組織は、自治会やマンションの管理組合など自発的な地域の組織であり、令和 2 （2020）年度末で 103 団体となっています。市域全体を網羅する一定の組織化は図られているものの、加入率は低く、活動実態や活動内容が未加入者に知られていない現状があります。SNS などを活用した情報発信など周知の工夫が必要です。併せて、組織への加入促進、リーダーの育成など、地域防災力向上のため組織体制の強化が求められています。

地震対策では、小・中学校をはじめとする市有建築物の耐震改修がほぼ完了しており、今後は一般住宅等の改修促進に向け、耐震化の重要性について市民への啓発が必要です。

浸水対策として、下水道総合計画に基づき雨水管整備を進めていますが、事業規模が大きく多額の費用もかかるため、計画的な実施が必要です。

救助・救急体制については関係機関等と協定を結び、また、総合防災訓練においては実践的な訓練を実施しています。医療資機材の確保・更新や連絡協議会等連携体制の強化が必

要です。

女性や要配慮者等の視点を踏まえた避難所の設営及び運営体制の構築が求められており、災害対策用備蓄品や避難所等運営マニュアルの見直しを図るとともに、地域住民等を含めた避難所の設営及び運営訓練の実施が必要です。また、昭島市避難行動要支援者避難支援プランに基づく避難支援体制の更なる取組を図るなど、災害時に自ら避難することが困難となる要配慮者の方々を地域で助け合う防災体制づくりが求められています。

安全で安心なまちづくりを推進するため、総合的・横断的な対応を図る必要性から市民、地域、関係機関、他自治体等との一層の連携が必要です。また、平時からあらゆる災害に備え、起きてはならない最悪の事態を回避するため、国土強靱化地域計画を推進することが求められています。

■主な取組

a. 防災・減災体制の充実

災害時の応急対応を的確かつ迅速に行うため、あらかじめ自主防災組織、事業者、消防団、防災関係機関及び医療機関との連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めます。

地域においては、共助の中核となる自主防災組織への加入促進、リーダーの育成などにより、地域防災力の向上を図ります。

消防団員の確保や装備を充実させることで、安全で確実な消防活動が実施される体制を構築します。応急・復旧対策としては、災害応援協定締結の促進などにより、災害時に必要な対応力の向上を図ります。

b. 防災意識の醸成

被害を最小限に止めるため、また、災害時に安全かつ適切な対応が図られるよう、あらゆる機会を捉え防災意識の向上を図るとともに、防災訓練や避難所運営訓練など、市民や関係機関等と連携し実施します。

c．災害に強い都市基盤の整備

耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震性の向上をより一層図ります。道路・上水・下水の計画的な耐震化を進めるとともに、道路については、幹線道路となる都市計画道路３・４・１号の整備などにより、無電柱化の推進や、都市計画道路を骨格とした防災性の高い広域的な道路網の確立を目指します。浸水対策としては、雨水管の整備や雨水浸透施設の設置

を進めることで、段階的な浸水区域の解消を図るほか、治水対策の観点からも用水路の適切な管理に努めます。

d．医療・救護体制、避難支援体制の強化

平時からの医療・防災関係機関などとの密接な連携により、発災直後や感染症拡大時の医薬品、医療資機材、及び医療救護体制の確保に努めることで、救助・救急体制の強化を図ります。

また、避難行動要支援者名簿の効果的な活用を図り、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成に努めることにより、要配慮者に対する災害発生時の支援体制の構築を推進します。

e. 総合的な危機管理体制の構築

危機管理担当を基軸に全庁的な連携のもと、総合的な取組を強化します。市民や地域、関係機関等との連携・協働を強化することで、平時からの機能的な体制や関係の構築を図ります。

※ 新型インフルエンザ等の感染症に対する危機管理体制の整備や対応方針

新型コロナウイルス感染症への対応や課題を教訓とし、生命や健康を害し、市民生活や経済活動に大きな影響を与える感染症に対応するため、早期に適切な情報提供や予防対策を実施する体制の整備に努めます。

また、公衆衛生の周知やデジタル化を中心とした新たな日常への対応や働き方改革などを推進しつつ、医療機関及び福祉関連機関等との連携を強化し、安全・安心な生活基盤を確保します。

万が一、感染症がまん延した際には、安定した生活、経済活動が継続できるよう、機を逃さずに支援策を講じるとともに、災害時においても避難所の感染症対策に努め、市民の生命と生活を守ります。

基本施策 1-②　交通安全の推進



■基本施策の目指す姿

- 子どもから大人まで、すべての人に交通安全に対する意識が醸成され、地域に応じた交通安全施設整備の推進により、安心して快適に通行できる交通環境が確保されています。
- 多様な交通安全に関する取組の実施により、住民の交通事故に対する不安が軽減されています。
- 高齢者が交通事故の被害者にも加害者にもならず、安心して過ごしています。

■政策指標

交通人身事故発生件数を減らします

■現状と課題

市内の交通事故件数は、平成 29 年中は 371 件、平成 30 年中は 460 件（前年比 24.0%増）、令和元年中は 511 件（前年比 11.1%増）で、増加傾向にあります。また、死亡事故件数は、平成 27 年及び平成 28 年と 0 件の後、平成 29 年から 2 年連続で 2 件発生し、令和元年中は再び 0 件となりましたが、令和 2 年は新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛の影響により、交通事故件数は 425 件（前年比 16.8%減）と減少したものの、交通死亡事故が再び 2 件発生しています。

市内の事故が全て市民に関係するというわけではありませんが、地域の安全のため、市民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通事故の防止を図る必要があります。

また、高齢者は認知機能の衰えによる交通事故が、若者は電子機器等を操作しながらの自転車事故が近年増加しており、その対応が求められています。加えて、電動アシスト自転車によるスピードの出しすぎや意図しない誤発進などがないように、その特徴を理解し安全に使用してもらう必要があります。

■主な取組

a. 交通安全意識の醸成

警察署をはじめとする関係機関との連携のもと、保育所、幼稚園、小学校、中学校、自治会、事業所等において、適宜自転車交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図ります。また、交通安全については幼少期からの意識付けが肝要であることから、交通安全ぬりえや反射材、ランドセルカバーの配布など、啓発活動を実施します。

身体の機能が衰えてくる高齢者が自動車の運転により交通事故を起こさないため、運転免許証の自主返納を促します。

b. 交通安全環境の確保

未就学児の集団移動経路や通学路の危険個所点検などの実施とともに、地域に応じた交通安全施設の整備を進めることで、交通事故の発生抑制を図ります。また、安全な通行を確保するためには、自転車等駐車場の管理などにより、通行の妨げとなる放置自転車の減少を図ります。

交通規制等については、所管する警視庁への要請などにより交通危険個所の改善を図ります。

c. 交通事故対応の支援

関係機関との連携のもと、交通事故相談を継続し、交通災害共済の加入の促進などにより、交通事故等被害者への対応を強化します。

基本施策 1-③　防犯対策の充実





■基本施策の目指す姿

- 地域に根付いた防犯体制が整うとともに、住民の防犯に対する意識が高まり、より安心して暮らせるまちになっています。
- 犯罪の負の連鎖を断ち切り、犯罪のない社会の実現に向けた取組が進められています。

■政策指標

刑法犯認知件数を減らします

■現状と課題

犯罪を未然に防止し、明るい地域社会を築くため、防犯協会や自治会、警察署など関係機関と連携し、地域ぐるみの防犯体制の充実と、これまで以上に市民の防犯意識の高揚が必要です。

組織化、巧妙化する詐欺被害について地域や関係機関等と連携し、特殊詐欺被害防止等キャンペーンの推進などそれぞれの地域に根ざした取組を進めていますが、今後も防犯意識の高揚のために継続した取組が求められています。

安全安心なまちづくりのため、犯罪抑止効果の高い街路灯や防犯カメラの整備を図りましたが、今後は経年劣化への対応など適切な維持管理が必要となります。

犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るためには、社会全体で支える支援が必要なことから、関係機関との連携を推進する必要があります。

引き続き、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会の構築が求められています。

■主な取組

a. 地域の防犯体制の充実

地域や関係機関等との連携のもと、青色パトロールカーによる見守りや地域安全の集いなど、市民参画による防犯活動を推進し、地域に根づいた防犯体制の充実を図ります。

また、市内駅前や通学路に続き公共施設等への防犯カメラの設置などを進めることで、地域における犯罪や事故の抑止力を強化します。

b. 防犯対策の周知・啓発

深刻化する特殊詐欺被害を未然に防ぐため、地域や関係機関等と連携し、市民の防犯意識の啓発に努めます。小・中学校では、児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためのセーフティ教室を開催するなど、子どもたちの危険対応能力の育成を図り、関係機関と連携したまちぐるみでの防犯意識の普及、高揚に努めます。

c. 犯罪被害者支援と再犯抑止

犯罪被害にあわれた方には、警察や裁判所での手続きから、経済的、精神的なものまで様々な支援が必要となります。関係機関や民間団体と連携し相談窓口の紹介や各種手続きの支援などに努めます。

また、社会を明るくする運動や更生保護活動の支援により、犯罪の負の連鎖を断ち切り再犯抑止に努めます。

（白紙）

第５章　施策の体系

2　互いに支え合い、尊重し合うまち

- ①：コミュニティ活動の推進
  - 主な取組
    - a. 地域活動の推進と担い手の育成
    - b. 地域活動の有機的な連携の促進
    - c. 地域活動の環境整備
- ②：健康支援・医療体制の充実
  - 主な取組
    - a. 健康づくりの推進
    - b. 様々な予防対策
    - c. こころの健康支援
    - d. 医療等関係機関との連携強化
- ③：高齢者・障害者福祉の充実
  - 主な取組
    - a. 在宅サービスの充実
    - b. 家族介護者への支援
    - c. 地域における支援体制の確立
    - d. 障害理解の促進と権利擁護の推進
    - e. バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- ④：社会保険制度の充実
  - 主な取組
    - a. 公平・公正で安定的な国民健康保険の運営
    - b. 安心できる後期高齢者医療環境の維持・向上
    - c. 持続可能な介護保険制度の運営
    - d. 年金制度の周知啓発
- ⑤：地域福祉・セーフティネットによる生活環境の整備
  - 主な取組
    - a. 地域福祉の推進
    - b. セーフティネットによる生活支援
- ⑥：多様性を認め合える地域の醸成
  - 主な取組
    - a. 人権を尊重する地域社会の形成
    - b. 男女共同参画の推進
    - c. 多文化共生の推進

基本施策 2-①　コミュニティ活動の推進



■基本施策の目指す姿

- 地域で暮らし、活動する様々な人や団体等が、主体的に活動し、地域が活性化しています。
- 地域で活動する団体等が有機的に連携し、共助の考えのもと災害等における支え合いをはじめ、地域課題を解決しています。
- 新たな担い手が育ち、また、新たなコミュニティが誕生しています。
- 地域活動の拠点となる場が整備され、地域活動や交流がさかんに行われています。

■政策指標

地域で活動している市民の割合を増やします

ボランティア活動の登録団体数を増やします

地域活動の拠点となる場を整備します

■現状と課題

地域コミュニティ活動においては、これまで自治会がその中心的な役割を担ってきましたが、時代の変化に伴い自治会に求められる役割も変わってきています。市民意識調査の結果では、自治会活動のうち参加したいものとして、これまでトップであった「お祭りやイベント」は、平成 29 年に 24.6％であったものが、令和元年には 22.0%に減少する一方、「防災への取り組み」は同じく 21.4%から 28.2%へ、「防犯への取り組み」も同じく 13.1%から 23.1%へ増加し上位となっており、地域の安全・安心の核としての役割が求められていることがわかります。

また、自治会の加入率低下や役員の高齢化などに加え、地域課題の多様化、複雑化により、自治会だけでは担いきれない課題も多くなっています。こうした中で、自主防災組織や子ども食堂、サロン活動など、これまで自治会が担ってきた役割の一部に特化する形で活動する新たな団体（地域コミュニティ）が自然発生的に生まれており、中にはビジネスの手法を取り入れた活動も増えてきています。こうした個別具体の地域課題に特化した活動は、自治会より緻密に行われている状況も見受けられます。

互いに支え合う地域コミュニティ活動の更なる推進には、こうした地域活動団体等がそ

れぞれの得意分野を活かしつつ、自治会を中心とする既存のコミュニティと有機的に連携していくことが必要であり、地域をつなぐコーディネート役が求められています。

人材の発掘・育成による新陳代謝が不可欠な状況にあり、地道にボランティア活動を続けている若年層が、将来、地域コミュニティの中心を担うことができるよう支援が必要となります。

地域活動を下支えし、活動の活性化や連携の促進を図るため、拠点となる施設の整備をはじめ、地域をつなぐ交流の場づくりが求められています。

■主な取組

a. 地域活動の推進と担い手の育成

自治会連合会と協働して自治会への加入を促進するとともに、会長研修などの支援を行い、自治会活動の活性化を図ります。

高齢者の活動の場の充実を図るため、老人クラブの活動を支援するとともに、高齢者をはじめ幅広い世代の交流の場として、サロンの設置・普及等に努めます。

市民活動を行うための助成や講座の開催などにより、自主的かつ継続して活動できる団体を支援します。

地域活動の情報を収集するとともに、ＳＮＳなどの多様な手法を使って発信するなど、ボランティアをはじめとした地域活動の掘り起こしや人材の発掘・育成を図ります。

b. 地域活動の有機的な連携の促進

地域活動団体それぞれの得意分野を活かしつつ、団体同士を結び付けるコーディネートを推進し、自治会を中心とする既存のコミュニティとの有機的な連携を促進します。これにより、地域活動の充実のみならず、地域の安全・安心の基盤の充実を目指します。

c. 地域活動の環境整備

市民交流センターの更新課題に対応し、他施設との複合化、多機能化を前提に「新たな市民総合交流拠点」として、令和 7（2025）年の開設に向け整備を進めます。また、継続して、地域活動の拠点となる自治会集会施設への改修等の補助を実施します。

基本施策 2-②　健康支援・医療体制の充実



■基本施策の目指す姿

- 市民一人ひとりが自ら意識し、健康づくりに取り組んでいます
- 疾病や感染症の正しい知識を身に着け、予防対策に努めています
- こころの健康について相談できる環境が整っています
- 必要な時に必要な医療が受けられる体制が整っています
- 地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制が整っています

■政策指標

かかりつけ医がいる市民（20 歳以上）の割合を増やします

地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、適切な支援が行える体制を構築します

■現状と課題

生涯健康であり続けるためには、若い内からの生活習慣病予防の理解や対策が必要です。

各種健康診査の受診率の向上のため、精度管理の推進を含めた内容の充実を図っています。本市における主要死因は、最も多いがんの次に心疾患、脳血管疾患と生活習慣病が続いており、特定健診での保健指導実施者は増加傾向にあります。

また、超高齢社会にあっては、高齢者がいつまでも元気でいられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制づくりが必要です。今後、医療や介護など多職種が連携した更なる取組が求められています。

各ライフステージを通しての保健事業の必要性がありますが、健康診断の受診状況については全体で約 8 割となっている中、30 代以下は平均を下回っています。健康事業について若い世代を含め、市民へ積極的に周知啓発を行うなど身近に受診や指導、相談を受けることができる環境が整っている必要性があります。また、現代の社会・経済状況にあっては、将来に対する不安を抱える者も多く、こころの健康に対する支援も求められています。

今後求められている保健医療対策の重点項目として、健康診査や各種健診が挙げられており、続いて救急医療が続いています。「かかりつけ医」制度の推進は、緊急時の医療体制の確立の上からも重要です。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を教訓として、感染症に対する正しい理解と予防対策を身に着け、感染症のまん延防止に努める必要があります。

■主な取組

a. 健康づくりの推進

母子保健事業では健康診査や相談支援、栄養教育など、また成人保健事業では健康教育や運動指導、健康相談、栄養教育など、ライフステージを通した健康づくりを実施します。

b. 様々な予防対策

生活習慣病への対策や疾病の早期発見のため、健康診査や特定健診又は歯科健診の充実を図り、望ましい生活習慣の実践を支援します。また、感染症について正確な情報を発信し、医療機関や関係機関とも連携を図りながら感染拡大防止に努めます。

c. こころの健康支援

悩みを抱えた方やその家族らの相談窓口の設置や関係機関とのネットワークの強化を図ります。また、自殺対策を支えるゲートキーパーを養成するなど人材育成を図るとともに、その活動や市民の意識向上の促進に向け、リーフレット等による啓発活動を実施します。

d. 医療等関係機関との連携強化

患者の生活背景を把握し、適切な診療等を受けることができるようにするため、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことを推進するとともに、緊急時における地域医療と救急医療の体制整備を図ります。

また、高齢者については、在宅医療と介護の連携体制の構築を図ります。

基本施策 2-③　高齢者・障害者福祉の充実



■基本施策の目指す姿

- すべての人が住み慣れた地域で、安心して健康的に自立した生活をおくっています
- 支援の必要な人が、いつでも適切に支援を受けることができています

■政策指標

高齢者が尊厳を持てる地域共生社会の実現に向け、さまざまな主体が連携できる体制を構築します

障害のある方の自己決定が尊重され、安心して暮らすことができるよう、相談支援体制の充実や地域生活支援体制を整備します

■現状と課題

人口減少・超高齢社会の到来、核家族化の進展などにより、高齢者の単身世帯や老老世帯が増加しており、高齢者への支援だけではなく、高齢者を支える家族や地域へのさらなる支援が求められています。

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年には高齢化率が 27%となり、さらに高齢社会が進展する 2040 年には、31.5%になると推計されています。自立した日常生活が続けられるようにするためには、地域支援事業や介護予防、介護状態等の重度化防止の取組が必要です。また、介護等を要する状態となっても、尊厳を保ち、自らの意思で日常生活をおくるためには、その方に合った適切な支援と高齢者に優しい地域づくりが必要です。

障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、差別の解消に向けた取組や意識の醸成が図られています。社会全体で障害のある方への理解をさらに深め、差別解消に向けて取り組むことが必要です。

障害のある方の高齢化や重度化を見据え、一層の福祉サービスの充実を図るとともに、親亡き後も地域で安心して暮らし続けられるための支援体制の確保が求められています。さらに、医療の必要な障害のある方に対しての支援体制の構築も課題となっています。

誰もが安全・安心に暮らしていくために、建築物、また情報や心などのバリアフリー化の推進と、すべての人にやさしいユニバーサル社会の構築が求められています。

■主な取組

a. 在宅サービスの充実

誰もが住み慣れた地域で尊厳を持ち、いきいきとした毎日をおくることができるよう、地域生活の課題を解決するための支援に努めます。虐待防止や高齢者の認知症施策への取組を強化します。

高齢者の住まいの安定的な確保に努め、地域の特性に合った在宅生活を支えるサービスを提供し、高齢者の生活機能の維持・向上、健康の増進を図ります。障害のある方が自立した在宅生活をおくることができるよう、ニーズに応じた多様なサービスの充実を図ります。

b. 家族介護者への支援

在宅で介護を行う家族の負担を軽減するため、支援や情報提供などに努めます。

また、介護のため家族が離職せざるを得ない状況を防ぐとともに、介護や医療が必要になっても自分らしい生活に向けあらかじめ準備を進めるために、介護サービス等に関する地域情報の収集と分かりやすい発信に努め、意識の醸成を図ります。

c. 地域における支援体制の確立

地域と協働して、健康づくりや社会参加などの場の提供、また生活支援等を一体的に進め、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合いができる仕組みづくりに努めます。

地域での生活に必要となるサービスを選択し、適切に受けることができるよう相談支援体制やサービスの提供体制の充実を図ります。

高齢者の地域の課題解決に主要な役割を果たす地域包括ケアシステムの深化を図ります。また、障害のある方の高齢化や重度化などを見据えて、地域全体で支えるサービス体制（地域生活支援拠点）の整備についても推進します。

ボランティアや関係団体と連携し、高齢者世帯見守りネットワークや災害発生時の安否確認体制の充実を図ります。

d. 障害理解の促進と権利擁護の推進

障害のある方も社会の一員として自分らしく暮らすことができるよう「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、差別や偏見の解消を進めます。また、地域の関係機関や支援者と連携し、障害のある方への虐待防止の啓発に努めるとともに、成年後見制度の周知や制度利用を促進します。

e. バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

障害の有無にかかわらず、すべての人が安全・安心・快適に自立した生活をおくることができるよう、ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図り福祉のまちづくりを推進します。また、公共施設や建築物等のハード面でのバリアフリーの推進を図るとともに、ソフト面における情報や心のバリアフリーの推進を図ります。

基本施策 2-④　社会保険制度の充実



■基本施策の目指す姿

- 国民健康保険制度、介護保険制度、後期高齢者医療制度及び国民年金制度が適正に安定して運営されています。
- 市民が健やかに安心して暮らしています。

■政策指標

被保険者の健康増進や高齢者の介護予防を図り、医療費や保険給付費を抑制します

保険料等の徴収率を高めます

■現状と課題

東京都と共同保険者となった国民健康保険制度は、国民皆保険制度の根幹を担っています。被保険者の構成としては、低所得者や高齢者の割合が多くなっています。被保険者数は減少する一方で、高齢化や医療技術の進歩により医療費は増加傾向にあるため、財政運営は大変厳しい状況にあり、一般会計からの財源補填により財政の均衡を保ちながら運営されています。

東京都内の全区市町村で広域運営されている後期高齢者医療制度は、医療費負担の大部分が公費や現役世代からの支援金で賄われています。今後、後期高齢者の増加に伴い、特例措置の扱いや高齢者の保険料と現役世代の負担の明確化が課題となっています。

介護保険制度は市民生活になくてはならない制度となっていますが、超高齢社会の進展による介護需要の増加に伴い、全国的に保険料は増加の一途をたどっています。今後、介護認定や給付の適正化、介護予防事業の充実など、持続可能な制度運営が求められています。

国民年金は、世代間の支え合いという相互扶助の制度であり、国民生活の安定に大きな役割を果たしていますが、将来に渡り持続可能な制度とするため、社会・経済状況等を踏まえた制度改正が度々行われています。このため、加入者への周知及び理解の促進が必要となっています。

■主な取組

a. 公平・公正で安定的な国民健康保険の運営

医療保険制度の抜本的改革等、国や都に要請し、併せて適切な広報と周知に努め、被保険者に財政基盤の安定化の理解と協力を求めます。また、生活習慣病等の予防に努めるとともに、後発医薬品使用促進や糖尿病性腎症重症化予防事業を推進し、増加する医療費の抑制を図ります。

b. 安心できる後期高齢者医療環境の維持・向上

東京都後期高齢者医療広域連合との連携を図る中で、制度の抜本的な見直し等の動向に注視し、安定的な運営に努めます。また、健康診査事業や健康相談などの充実に努め、被保険者の健康維持・増進に取り組むとともに、制度の周知を図ります。

c. 持続可能な介護保険制度の運営

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、適切な制度運営に努めます。

また、持続可能な保険制度となるよう、適正な賦課徴収、給付の適正化の推進とサービスの質の向上、要介護認定の適正化等に取り組むとともに、介護人材の確保やＩＣＴの活用等による業務の効率化に取り組みます。

d. 年金制度の周知啓発

国民年金制度の適切な周知を図り、市民の信頼と理解に努めます。また、日本年金機構との連携により、加入促進や納付の相談に努めます。

基本施策 2-⑤　地域福祉・セーフティネットによる生活環境の整備



■基本施策の目指す姿

- ソーシャル・インクルージョンの考え方が地域に浸透し、誰もが安心して暮らしています。
- 地域住民が主体的に協力し支え合いながら、地域課題の解決に向けて取り組んでいます。
- 市民の誰もが自立して、健康で文化的な生活を送っています。

■政策指標

福祉に関する相談窓口が分からない人の割合を減らします

市の福祉施策に関する認知度を高めます

■現状と課題

令和２年６月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、国及び地方公共団体は、地域生活課題を解決する支援体制の整備に努めることなどが示されました。

社会状況の変化等に伴い、地域における福祉的課題や地域住民の支援ニーズが今後ますます複雑化・複合化することが見込まれる中、公的な相談支援体制の充実を図るとともに、互いに支え合いながら、地域の課題を地域自らで解決できるまちの実現に向け、社会福祉協議会をはじめ、市民、団体、事業者など多様な主体との連携や協働による福祉活動への参加や活動分野の拡大などを図る必要があります。

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する相談・支援窓口を設置し、個々の状況に応じた支援計画を作成するとともに、ハローワークなどと連携を図りながら、就労支援や住居確保支援などを行っています。

生活保護受給者は高齢者単身世帯が増加傾向にあるとともに、様々な課題を抱えている方が多くなっています。生活保護制度の適切な運用を図る中で、関係機関とも連携し、受給者それぞれに寄り添いながら自立に向けた支援の充実を図る必要があります。

■主な取組

a. 地域福祉の推進

市民が互いに支え合い、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、昭島市社会福祉協議会と連携を図る中で、地域でのつながりが生まれる場となるサロン事業を推進します。

判断能力が十分でない高齢者や障害のある方が安心して暮らし続けるために、成年後見制度利用促進に向けた取組や地域福祉権利擁護事業を推進します。

地域の身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、活動しやすい環境づくりに向けた取組を推進します。

社会を明るくする運動の推進や更生保護活動の支援を図るとともに、犯罪をした者も地域社会で孤立することなく、必要な支援が得られる環境づくりを進め、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を推進します。

市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、既存の相談支援機関等と連携し、包括的な相談支援体制の構築に向けた取組を推進します。

b. セーフティネットによる生活支援

生活保護に至る前の段階の方などを含む生活困窮者に対して、個別の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援や就労支援などを実施し、自立に向けた支援を推進します。

生活に困った人の最後のセーフティネットである生活保護制度の適正な運用を図るとともに、生活保護受給者の意向や状況に応じた就労支援などの自立に向けた支援に努めます。

基本施策 2-⑥　多様性を認め合える地域の醸成



■基本施策の目指す姿

- 多様性を認め合い、人権が尊重され、すべての人が尊厳をもって暮らすことのできる地域社会となっています
- あらゆる分野において女性が活躍し、性別にかかわりなく、個性と能力を発揮できる地域社会となっています
- 多様な生活習慣や文化が触れ合い、豊かで活力のある地域社会が形成されています。

■政策指標

男女の立場や待遇が対等と思う市民の割合を増やします

一人ひとりの尊厳が大切にされるよう、すべての人権侵害をなくします

■現状と課題

地域では様々な背景を持った人が暮らし、社会を形成しています。相互に認め合い、支え合うことは、暮らしやすく、また災害などにも強いまちにしていくための基本といえます。

昨今、女性の社会進出や男女格差の解消に向けた取組は進められているものの、ジェンダー平等の実現にはまだまだ不十分であることから、誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会の実現が急務となっています。人口減少・超高齢社会の到来により生産年齢人口が減少する中で、女性の活躍を推進することは、社会の持続可能性の確保をはじめとする様々な課題の解決にもつながります。また、性の多様性への対応も現代社会の課題となっており、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取組の拡充が喫緊の課題です。

外国人住民はこの 10 年、増加傾向で推移しています。しかし、多くは言葉の壁を越えられないことや、宗教、習慣等の違いに起因するトラブル等への警戒から、地域社会の中に溶け込めず、そのことが住民相互にとって不安感につながっています。

偏見や差別は人権侵害のみならず、地域の断絶を生みます。異なる価値観や多様な属性の人々の人権が尊重され、孤独や孤立から援護する仕組みが求められています。

また、現代社会にあっては、いじめ、暴行、虐待、差別、ハラスメント、ＳＮＳでの誹謗中傷など、多くの人権問題が発生しています。誰もが尊厳をもって人間らしく生きていくために、あらゆる暴力、あらゆる人権侵害をなくすことが必要です。

■主な取組

a. 人権を尊重する地域社会の形成

人種・性別・思考の違いや障害の有無などにかかわらず、地域全体が多様性を尊重し支え合う環境づくりの構築に努めます。また、あらゆる暴力の根絶と被害者支援に努め、各種ハラスメント防止の取組を進めます。

また、性的マイノリティに対する偏見や差別をはじめとするあらゆる人権問題をなくすため、法務局や人権擁護委員と連携し、さまざまな啓発活動を実施します。

b. 男女共同参画の推進

男女共同参画プランを推進し、女性の社会参画、特に方針や政策の意思決定への参画の場を確保します。また、男女平等意識の普及啓発に努めるとともに、男女が健康な生活を実現し、ともに活躍できるようワーク・ライフ・バランスを推進します。

c. 多文化共生の推進

情報発信の際、多言語による広報・周知に努めるとともに、地域で活動する外国語ボランティアの支援、育成を行うなど、外国人住民をはじめ異なる文化や習慣を持つ方々が安心して暮らせるための支援体制の構築に取り組みます。

英語体験事業の実施など、小学生・中学生の英語によるコミュニケーション能力の育成に努めるとともに、オリンピック・パラリンピック教育で得た異文化を尊重する精神を生かして、すべての子どもが共に学び、一人ひとりの違いを個性として受け止め、互いに高め合う教育活動を展開します。

（白紙）

第５章　施策の体系

3　未来を担う子どもたちが育つまち

- 基本施策①：子ども・子育て環境の整備
  - 主な取組
    - a. 子育て家庭への支援
    - b. 子どもの健全育成
    - c. 要支援児童・家庭への支援
- 基本施策②：幼児教育・保育の充実
  - 主な取組
    - a. 幼児教育・保育環境の整備
    - b. 待機児童の解消
    - c. 幼・保・小の連携推進
- 基本施策③：学校教育の充実
  - 主な取組
    - a. 確かな学力の定着
    - b. 豊かな心の醸成
    - c. 健やかな体の育成
    - d. 輝く未来に向かって
    - e. 個に応じた支援の充実
    - f. 学習環境等の改善
    - g. 学校給食の提供
- 基本施策④：青少年の健全育成の推進
  - 主な取組
    - a. 連携による健全育成の推進
    - b. 相談体制の充実
    - c. 子どもの居場所づくり
    - d. リーダー育成環境の充実

基本施策 3-①　子ども・子育て環境の整備



■基本施策の目指す姿

- 子どもたちを安心して生み育てられる環境が整っています。
- 児童虐待がなく、すべての子どもに安心して過ごせる家庭環境が整っています。
- すべての子どもが夢や希望を持てる環境が整っています。
- 妊娠・出産・子育て期の各ステージに応じた支援により、地域社会全体で子育てを支える仕組みが整っています。

■政策指標

妊娠から出産、乳幼児期までの健康診査や相談・指導等を推進します

ワーク・ライフ・バランス認定事業者を増やします

児童虐待件数を減らします

■現状と課題

安心して子どもを生み育てられるまちづくりには、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実が必要です。また、すべての子どもに対し、子どもの権利条約に示された 4 つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を保障する必要があります。

核家族化、少子化が進む中で、親族や知人などから日々の子育てに関する助言、支援や協力を得ることが困難になっています。また、子ども自身にとっても多様な人とのふれあいの中で人との関わりの基礎を培い、成長していく機会が少なくなっています。このような状況の中、子育ての悩みを気軽に相談できる場づくりや子どもたちの安全・安心な居場所の確保など、地域社会全体で子育てを支える環境の整備が必要となっています。共働きや長時間労働、多様化する就労環境等により、子どもと向き合う余裕を持てず、育児不安やストレスを抱える子育て家庭も少なくありません。また、複雑化する社会構造の中で、保護者の負担が子どもへ向かい、子どもの心身の健やかな成長を妨げる状況も見受けられます。

家庭環境などによって夢や希望が阻害されることがないよう、子どもたちの社会的自立へ向けての支援、ひとり親家庭や生活困窮世帯などへの適切な支援が必要です。

■主な取組

a. 子育て家庭への支援

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実のため、子育て世代包括支援センターを拠点に関係機関と連携を図り、各種診査や相談・指導などを実施します。

子ども家庭支援センターや子育てひろば等により、子育ての悩みを気軽に相談できる環境を整備するとともに、保護者間のネットワークづくりを推進します。

子育てと仕事を両立できるよう、市内事業者等に働きかけ、子育てしやすい職場環境の実現を推進します。

子ども食堂等を実施する民間団体を支援し、地域の方々との交流や子どもや保護者の居場所づくりを推進します。

b. 子どもの健全育成

「児童の権利」などについての普及・啓発に努め、子どもの人格を尊重した取組を推進します。

子どもの様々な不安や悩みを解消するため、気軽に相談できる場や安全・安心な居場所など環境の整備を進めます。

児童虐待の防止と早期発見、早期対応に努め、関係機関と連携して児童虐待防止の取組を推進します。

すべての子どもや若者の健やかな成長を支援するとともに、子どもの貧困対策を推進するための「子ども・若者未来対策推進計画」を策定し、施策を展開します。

c. 要支援児童・家庭への支援

すべての子どもが夢や希望を阻害されることのないよう、児童や家庭への支援を行います。

相談体制の充実や手当の支給等により、ひとり親家庭等の自立に向けた支援に努めます。

障害のある児童や特別な配慮が必要な児童の社会的自立に向け、障害等への早期の気づき、早期対応に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、障害の程度や発達段階に応じたきめ細かな支援を行います。

基本施策 3-②　幼児教育・保育の充実



■基本施策の目指す姿

- 幼児期から児童期までの切れ目のない教育が充実し、未来を担う子どもたちが健やかに育っています。
- 仕事と子育てを両立するため、多様なニーズに応じた保育サービスの充実が図られています。

■政策指標

幼児教育・保育の施設充足率を高めます

保育所入所待機児童の解消を図ります

■現状と課題

幼児期は生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であり、３歳以上のすべての子どもへの質の高い教育・保育を行うことが求められています。「子ども・子育て支援法」の趣旨のとおり、保護者の就労状況にかかわらず、３歳以上のすべての子どもに良質な幼児教育としての成育環境を保障していく必要があります。

小１の壁と言われている課題について、幼児期から児童期への切れ目のない教育・保育へのニーズが高く、連続性を重視した教育課程への取組の重要性が明らかになっています。

平成 28（2016）年から令和２（2020）年における５年間の４月１日現在の保育所入所待機児童数は平均 22 人となっています。なお、令和３（2021）年４月１日現在、保育所入所待機児童のうち、約９割が１・２歳児となっています。

直近の市街地開発による人口増のほか、女性の社会進出や幼児教育・保育の無償化による新たな利用ニーズの発生が見込まれるため、更なる対策が必要となります。

■主な取組

a. 幼児教育・保育環境の整備

幼児教育・保育の質の向上、量の拡充を図ります。

国や都と連携し、幼児教育・保育の無償化を行い、子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、無償化に伴い生じてくる新たなニーズに対応します。

幼稚園において、通常教育時間終了後の園児の預かり保育事業を行います。

b. 待機児童の解消

保育所の充実のほか、認可外保育施設等への利用負担軽減等の支援を行い、保育所入所待機児童の解消を図ります。

保育需要の動向を踏まえ、計画的な既存保育施設の改修や小規模保育施設の整備などにより、待機児童の解消に努めます。

市街地開発による東部地域の新たな保育需要に対応するため、もくせいの杜地域に認定こども園を整備します。

c. 幼・保・小の連携推進

子どもが良好な生活習慣や人格形成を培うことができるよう、就学シートやスタートカリキュラムを活用し、幼稚園・保育所等と小学校の連携により切れ目のない支援を行います。

基本施策 3-③　学校教育の充実



■基本施策の目指す姿

- 自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができる「たくましい昭島っ子」が育っています。
- 子どもたちが学んで楽しい、先生が教えて楽しいと実感できる、楽しい学校づくりが進んでいます。

■政策指標

自己肯定感や自己有用感をもち、自ら考え、行動できる子どもを増やします

学校で学ぶのが「楽しい」と思う子どもを増やします

■現状と課題

子どもは、「未来の昭島市」の担い手であり、「社会の宝」です。子どもたちが調和のとれた大人に育つためには、学校だけでなく、家庭や地域が果たす役割が大きく、それぞれが互いに連携し、すべての子どもが社会全体で大切にされ、支えられて、笑顔で伸び、育つ環境を整えていかなければなりません。

また、予測困難なこれからの時代において、子どもたちには、社会の変化を柔軟に受け止め、生涯にわたって様々なことに粘り強く挑戦し、自ら学び続けていく姿勢が必要です。これまでのロールモデルに頼るのではなく、一人ひとりが、個性や能力を最大限に伸ばし、自らの希望や意思に基づいて、人生を選択できるようにしていく必要があり、教育には、その素地を養うことが求められています。

こうしたことから、国の「第三次教育振興計画」、都の「東京都教育ビジョン（第 4 次）」「東京都教育施策大綱」を踏まえた「第 3 次教育振興基本計画」に基づき教育施策を着実に推進していく必要があります。

「誰一人取り残さず、すべての子どもが将来への希望をもって、自ら伸び、育つ教育」の実現と、心身ともに健全・健康で、知・徳・体の調和がとれ、ふるさと昭島の自然と文化を愛し、社会に主体的に貢献できる「たくましい昭島っ子」の育成に向け、楽しい学校づくりの重要性が増しています。

■主な取組

a. 確かな学力の定着

子どもたちがこれからの社会を生きるために必要な基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得できるようにします。タブレット型端末の一人１台環境を整備し、成長段階やそれぞれの個性や能力に合わせ、デジタル教科書等のＩＣＴを活用した個別最適な学びを推進していきます。

また、思考力・判断力・表現力等を育む教育や、ＳＤＧｓの理念を踏まえ、地域の課題から地球規模の諸課題にまで幅広く自らの課題として考え、解決する力を育む教育を実現していきます。

b. 豊かな心の醸成

人権教育、道徳教育、体験活動の充実を図ることにより、自分をありのままに受け止め、他者を大切にし、お互いを理解、尊重する気持ちを持つことができる子どもたちの育成に努めます。

すべての子どもが安心して登校し、学校生活を送ることができるよう、「昭島市いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、学校の内外を問わず、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、アキシマエンシスにおける相談支援体制の充実を図ります。

c. 健やかな体の育成

「昭島市版　元気アップガイドブック」「グッドモーニング 60 分」を活用し、発達段階に応じた健全な体の育成に向け、体育や保健の授業の充実を図ります。併せて、感染症を含む健康に関する指導の充実を図り、主体的に健康を保持・増進しようとする子どもたちの育成に努めます。

また、家庭や地域と連携、協力して、子どもたちの健康の保持・増進に関する実践力の育成を推進します。

d. 輝く未来に向かって

社会に開かれた教育課程により、地域社会とのつながりを一層深めるとともに、自己肯定感や自己有用感を高める取組を充実させることで、将来の自分の姿を具体的にイメージできるよう、「昭島市版　スタートカリキュラム　スタートブック」や「昭島

市版　キャリアルバム」等を活用した学びを積み重ねていきます。

e. 個に応じた支援の充実

特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの状況に応じ、「就学支援シート」や「学校生活支援シート」等を活用し、切れ目のない支援をつなげていきます。また、教員一人ひとりの特別支援教育の視点を更に向上させるとともに、特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級における指導の充実を図ります。

f. 学習環境等の改善

学習環境等の改善においては、校舎、体育館等の施設の老朽化対策や時代の変化に応じた機能向上など、「小・中学校個別施設計画」に基づき計画的に実施し、安全で快適な教育環境の整備を図ります。近年の異常気象による猛暑や豪雨など、学校プールの在り方について、多角的に検討します。国のＧＩＧＡスクール構想（*注１）の実現のために、学校におけるＩＣＴ機器の整備や情報通信ネットワーク環境のさらなる充実を図ります。

また、教員が全力で教育にあたることができるよう、スクール・サポート・スタッフの全校配置や、部活動指導員の配置など、教員の働き方改革に引き続き取り組みます。

g. 学校給食の提供

学校給食では、安全でおいしい給食の提供に努めるとともに、中学校における自校給食校の親子調理方式への移行、共同調理場の現位置での建て替えに向け、整備を進めます。また、各学校や地域と連携した食育の充実に努めます。

*注１　ＧＩＧＡスクール構想

児童生徒向けに１人１台の学習者用ＰＣと高速ネットワーク環境などを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想

基本施策 3-④　青少年の健全育成の推進

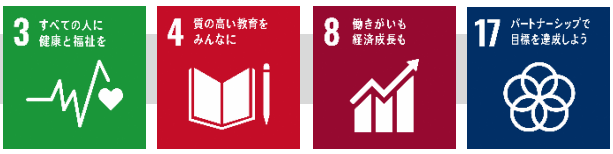

■基本施策の目指す姿

- 心身ともに健康で、他者を思いやる心を持った青少年が、地域社会の一員として成長し、自らの可能性を十分に発揮しています。

■政策指標

不良行為少年の補導数を減らします
学童クラブの待機児童の解消を図ります

■現状と課題

青少年は、家族にとっても、社会にとっても、可能性を秘めたかけがえのない存在です。こうした青少年が健やかに成長し、それぞれの可能性を広げ、それが実現できるように、青少年の立場に立ち、現在の生活と将来の成長の両面を支援していくことが必要です。

また、ひきこもりやニート、不安定な就労環境、保護者の経済的困難、家族の介護、発達障害、性的マイノリティへの対応など、青少年を取り巻く環境は多様化、複雑化しています。青少年の定義（対象）は広く、各年齢期に応じたその特性や個人差に配慮するとともに、各年齢期の連続性を重視した縦割りの対応を排除した総合的な施策の展開が求められます。

ＳＮＳを媒介とした新たな手口による犯罪の増加や、犯罪の凶悪化・低年齢化が社会問題になっており、青少年が被害者となる事件が相次ぐ一方、青少年が加害者となる重大事件も発生しています。

社会生活に困難を抱える青少年のために、相談体制の充実が必要となります。

また、放課後に子どもたちが安全で安心して生活できる「居場所」としての学童クラブや放課後子ども教室に加え、市内で活発に交流・活動するための「居場所」づくりも必要です。併せて、青少年が主体的に活動する取組・イベント、体験活動の支援を図るなど、地域で活躍できる人材の養成が求められています。

■主な取組

a. 連携による健全育成の推進

家庭・学校・地域の連携により、青少年の健全育成に関する情報提供、啓発活動等に努めます。

青少年を取り巻く環境が多様化、複雑化している状況を踏まえ、関係各課や関係機関との連携により青少年の健全育成を推進します。

b. 相談体制の充実

青少年及びその保護者が、必要なときに身近できめ細かな相談を受けられる環境の整備に努めます。

青少年の将来の自立に向けて、生活困窮、非行、コミュニケーションの欠如、引きこもりなど、個々の状況に応じた支援を行います。

c. 子どもの居場所づくり

学童クラブの充実、放課後子ども教室の推進等、放課後における子どもの居場所を確保し、学びや各種体験の場づくりを支援するとともに、子どもたちが活発に交流・活動できる居場所づくりを推進します。

子ども食堂等を実施する民間団体を支援し、地域の方々との交流や子どもの居場所づくりを推進します。

d. リーダー育成環境の充実

青少年自らが計画して、主体的に判断し、協調して実現する、体験的な活動の場づくりを支援します。

青少年リーダー養成講習会や各種体験活動を通じて、小学生から青年期まで段階的に系統立てて地域で活躍できる人材（リーダー）の養成や支援を図ります。

（白紙）

第５章　施策の体系

4　文化芸術、スポーツの振興を図るまち

- 基本施策①：文化芸術活動の促進
  - 主な取組
    - a. 文化芸術活動への支援
    - b. 文化芸術に接する機会の充実
    - c. 多様な主体と連携した文化芸術活動の促進
- 基本施策②：文化財の保護・調査・活用
  - 主な取組
    - a. 文化財の保護・保存・調査・研究の推進
    - b. 文化財の活用と継承の支援
- 基本施策③：スポーツ・レクリエーションの振興
  - 主な取組
    - a. スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進
    - b. スポーツ・レクリエーション環境の整備
    - c. 人材の育成・地域交流の促進
- 基本施策④：図書館活動の充実
  - 主な取組
    - a. 多様な情報・資料の提供
    - b. 図書館利用の促進
    - c. 図書館を拠点とした活動の支援
    - d. 誰一人取り残さない環境の整備
- 基本施策⑤：生涯を通じた学習活動の推進
  - 主な取組
    - a. 学習機会の提供
    - b. 学習活動の支援
    - c. 学習成果の活用

基本施策 4-①　文化芸術活動の促進



■基本施策の目指す姿

- あきしまの地域に根ざした市民文化がいきいきと花開き、誰もが文化・芸術を身近で味わい、豊かでうるおいのあるくらしを実感しています。
- 文化・芸術活動を行っている個人や団体が、いきいきと活動しています。
- あきしまの文化・芸術が、多くの人を呼び込む観光資源として成長し、様々な分野の人々が交流しています。

■政策指標

市民文化祭の参加者を増やします

文化・芸術の鑑賞の機会を増やします

文化・芸術の活動をする人を増やします

■現状と課題

文化芸術の担い手である市民への芸術鑑賞の機会を提供するとともに、市内在住の芸術家の創造活動などへの支援のため、昭和の森芸術文化振興会と連携し市内芸術家公募展を開催しています。同時開催の芸術家卵展は、子どもたちが文化芸術活動の魅力を理解する機会となっています。昭島・昭和の森武藤順九彫刻園は世界を舞台に活躍している氏の作品群を、緑の自然に囲まれ鑑賞できる場所となっています。また、市内には、優れた先端技術を有する民間企業が集積する一方で、古くから継承されている魅力的な伝統芸能が存在しています。

これらの特性を活かし、あきしまの文化・芸術を新たな観光資源として位置づけ、より多くの人に訪れてもらう取組が必要です。

文化芸術に係る自主的な活動の支援のため、公共施設などを活動場所として提供し、成果の発表の場として市民文化祭を開催しています。多様な分野の主体が交流し、文化芸術活動の更なる促進を図るためには、発表の場の拡充が必要です。

今後、文化芸術の振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の分野の施策と有機的・広域的な連携を深める中で、人口減少社会にあっても、文化芸術の継承、発展及び創造に加え、地域経済の活性化につなげていくことが重要です。

■主な取組

a. 文化芸術活動への支援

文化芸術活動の活動場所を提供するとともに、活動の成果や作品などの発表の機会の拡充に努めます。

市内で活動する芸術家を広く紹介する機会の拡充に努め、芸術活動、創作活動への機運醸成に努めます。

b. 文化芸術に接する機会の充実

子どもから高齢者まで市民の誰もが、著名な芸術作品を身近に鑑賞できる機会の充実に努めます。

学校教育との連携により、子どもたちが文化芸術に接する機会の充実に努めます。また、文化関係団体や美術大学と連携し、多くの市民が鑑賞機会や芸術に触れる機会を拡充します。

c. 多様な主体と連携した文化芸術活動の促進

文化芸術を通して、多様な交流が生まれるよう努めます。

（仮称）文化芸術推進基本計画に基づき、文化芸術の継承、発展及び創造につなげ、更なる文化芸術の振興を促進するため、観光、まちづくり、教育、産業、福祉など幅広い分野との連携を図り、総合的な施策の展開、推進に努めます。また、（仮称）文化芸術推進基本計画の推進を図るための、外部機関等の設置を目指します。

市内の関係団体だけでなく多摩地域の多様な主体とネットワークを構築し、文化・芸術を中心とした地域の活性化に努めます。

基本施策 4-②　文化財の保護・調査・活用



■基本施策の目指す姿

- 地域の暮らしの中で守られ、継承された文化財が、先人の知と技を伝え、個性あふれる地域文化、まちづくりの重要な視点に位置付けられています。

■政策指標

あきしま郷土芸能まつり参加者数を増やします

郷土資料室の見学者を増やします

■現状と課題

文化財の分野では、平成 30（2018）年に「文化財保護法」（昭和 25 年 8 月 29 日施行）が改正されました。今回の改正では、文化財の滅失や散逸等の防止を緊急の課題とし、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し、地方文化財保護行政の推進力の強化について規定がなされました。

市内には、国指定文化財が 1 件、東京都指定文化財が 10 件、昭島市指定文化財 25 件、国登録有形文化財 1 件があり、その保護・保存に努めています。

令和 2 年 3 月より、郷土資料室をアキシマエンシス内に移転・新設し、市の象徴であるアキシマクジラの化石標本の展示のほか、郷土史、地域文化を紹介し、「昭島市の知の拠点」として併設される市民図書館と連携しています。

文化財は、地域の歴史や文化への理解、「ふるさと昭島」づくりにとって重要な資産であるため、次世代に確実に継承していくことが求められています。また、現在の市の様子を後世に伝えることも文化財行政の重要な役割です。

都市化による生活様式の変化や宅地開発などにより、身近な文化遺産の継承を危ぶむ声もあります。これらの文化遺産を後世に伝え、地域文化遺産として活用を図るため、その調査と保護・保存が課題となっています。

■主な取組

a. 文化財の保護・保存・調査・研究の推進

地域の文化財の調査・研究に努め、関連する文化財の総合的な把握と長期的な視野に立った計画的な保護・保存を図り、活用につなげます。

埋蔵文化財や民具、古文書などの収集を図るとともに、その整理、記録、保存に努めます。また、文化財資料のデジタルアーカイブ化の充実を図ります。

収集、保存した文化財の適切な管理を図るとともに、保存、収蔵スペースの確保に努めます。

b. 文化財の活用と継承の支援

学校教育や社会教育、レクリエーションの場などにおいて、文化財の効果的な活用を図ります。

文化財ボランティアや、多様な媒体を活用し、文化財の案内等周知に努めます。

貴重な文化財の展示や、最新のＩＣＴ技術を駆使した映像コンテンツ、「昭島市デジタルアーカイブズ」の有効活用により、地域の歴史や文化への理解を促進し、次世代へ承継します。

地域で伝承されてきた郷土芸能などの有形無形の文化財については、多くの人が触れることができる機会を充実させ、市内に人を呼び込む観光資源として活用するとともに、次世代への継承の支援を図ります。

基本施策 4-③　スポーツ・レクリエーションの振興



■基本施策の目指す姿

- 市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツやレクリエーションに親しみ、交流を深め、心身ともに健康で明るく豊かな生活を送っています。

■政策指標

週 1 回以上スポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合を増やします

スポーツ・レクリエーションを通して、高齢者の外出機会を増やし、健康増進を図ります

■現状と課題

スポーツやレクリエーションに親しむことは、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進につながります。生活が便利になり体を動かす機会が減少した現代社会においては、極めて大きな意義があります。特に高齢者においては、外出機会が増えるとともに、仲間づくりなどの一助にもなっています。

多くの市民がスポーツやレクリエーション活動に親しんでいる一方、令和元（2019）年度に実施した市民意識調査では、スポーツやレクリエーションをほとんどしていない市民の割合は 37.8%となっています。また、市民がスポーツやレクリエーションをしている頻度は、月 1 回程度が 10.8%、週 1 回程度が 25.3%、毎日が 18.9%となっています。

スポーツやレクリエーション活動をしていない市民や、活動機会の少ない市民の誰もが、自らの健康状態や運動能力に応じて、自分に適したスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境の整備が求められています。

スポーツを持続的に行うためには、地域の人々が一緒に楽しく、いつまでもスポーツができる環境を整えていくことが大切であり、地域スポーツを支える人材の育成やスポーツを通じた地域の絆づくりが求められています。

また、地域にゆかりのあるスポーツチームや選手の応援のほか、連携による交流を促進し、地域活性化に資する取組が求められています。

老朽化したスポーツ施設の適切な維持管理のほか、新たな課題として熱中症アラートを念頭に置いた屋外運動施設のあり方の検討が必要です。

■主な取組

a. スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進

スポーツ・レクリエーション活動の普及に向けて、情報発信や誰もが参加できる機会の拡大に努めます。

市民の自主的な健康づくりを支援し、健康の保持増進、技術・競技力の向上、生活習慣病・介護予防など、市民のライフステージに応じた生涯スポーツを推進します。

スポーツ・レクリエーション活動を推進する団体等への支援に努め、地域や様々な団体相互の交流の促進に努めます。

東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、スポーツ習慣の定着を促進し、トップアストリートを目指す選手の支援、障害者スポーツの普及・啓発に努めます。

b. スポーツ・レクリエーション環境の整備

市民が安全で安心してスポーツ・レクリエーションを楽しむため、市の運動施設の環境整備・充実に取り組むとともに、猛暑日や熱中症アラートを念頭に置き、市民プールを含む屋外運動施設のあり方について検討を進めます。また、残堀川調節池の平常時における運動施設利用については、近年の集中豪雨などによる影響を踏まえ、そのあり方について検討をします。

c．人材の育成・地域交流の促進

地域のスポーツ・レクリエーション活動の振興を支える人材の確保と育成を図るとともに、地域で活動する団体の組織化、ネットワーク化を推進します。

クリタウォーターガッシュ昭島と連携したスポーツの振興、地域活性化に資する取組を推進し、市を挙げて応援できる仕組みづくりに取り組みます。

基本施策 4-④　図書館活動の充実



■基本施策の目指す姿

- 本と情報を仲立ちとして人が集い、つながり、新たな価値を創造する場となり、親しまれています。

■政策指標

市民一人あたりの図書貸出冊数を増やします

市民図書館の登録者数を増やします

■現状と課題

デジタル化の加速により、インターネットやスマートフォンの普及、情報通信機器の発展が著しい現代にあって、時代に見合った図書館活動が求められています。

一方で、子どもたちの活字離れを防ぎ、読書に親しむ習慣が身につくよう、第四次子ども読書活動推進計画に基づく取組を推し進めるとともに、保育所・幼稚園・学校との連携強化が求められています。

多様化する図書館ニーズに対応するため、レファレンスサービス(*注 1) や図書館の利用に障害のある方への多種多様なサービスの提供など、インクルーシブな取組が求められています。

また、地域による提供体制の格差が生じないよう、サービス提供体制の拡充が求められています。

コロナ禍の中での新しい日常に対応した貸出・返却方法や電子書籍の充実など、新たなニーズが生まれています。

*注 1　レファレンスサービス
　何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して，図書館員が情報あるいは資料を提供する情報サービス。

■主な取組

a. 多様な情報・資料の提供

仕事や暮らしの課題に市民自らが図書館を使って調べることに取り組めるよう幅広い分野の資料を収集し、蔵書の充実に努めるとともに、自館の資料のみならず、他機関の資料やインターネット等あらゆる情報を活用したレファレンスサービスを強化します。

b. 図書館の利用促進

子どもの読書習慣の定着や、高齢者等の生涯学習活動や余暇活動の充実に役立ててもらえるよう、様々な事業を行い、図書館利用を促します。

学校図書室との連携を密にして、児童・生徒の学びを応援します。

c. 図書館を拠点とした活動の支援

図書館を拠点としたボランティア活動など市民の自主的な活動を支援します。

地域への関心を高め、地域の良さを知ることを通して愛着を育むことができるよう、地域資料の収集・保存に努めます。

d. 誰一人取り残さない環境の整備

社会的弱者にもやさしい施設・設備の充実を図ります。

録音図書の作成や対面朗読の実施、電子書籍サービスの充実等、多様なニーズに応えられるサービス体制の整備に努めます。

様々な言語に対応できるよう、多言語・多文化資料の充実に努めます。

基本施策 4-⑤　生涯を通じた学習活動の推進



■基本施策の目指す姿

- 誰もが生涯にわたり自分の意思で自由に学ぶことができる環境が整い、地域のつながりと絆を実感し、豊かな人生を送っています。

■政策指標

アキシマエンシス入館者を増やします

生涯学習講座など活動の充実を図り、参加者の学習意欲を広げます

■現状と課題

人生 100 年時代においては、必要な時に必要な学びを通じ成長し、心身の健康を保持しながら活動できることが求められており、子どもから高齢者まですべての世代の知的欲求は高まり、また、多岐にわたっています。

内閣府が平成 30（2018）年に実施した生涯学習に関する世論調査によると、今後、生涯学習をしてみたいと回答した者の割合は 8 割を超えています。平成 30（2018）年度の市民意識調査では、地域活動への今後の参加意向について項目別に聞いたところ、「参加したい」と「できれば参加したい」を合わせた『参加したい』と回答した割合が高い項目は、「生涯学習活動」（42.0%）、「地域イベント活動」（37.7%）、「スポーツ・レクリエーション活動」（37.2%）となっています。

また、「文部科学省におけるデジタル化推進プラン」においては生涯学習、社会教育分野のＩＣＴを活用した取組を推進することが求められており、さらに、第 10 期中央教育審議会生涯学習分科会の議論の整理においては、新しい時代の学びのあり方として、デジタル・ディバイドが生じないよう地方公共団体や民間団体等が連携して情報活用能力を習得できるよう学習機会を充実させることが必要であるとされています。

生涯学習社会の実現のため、地域社会における多様性を尊重し、生涯にわたり、あらゆる機会に、あらゆる場所で、自由に学び、その成果を適切に活かすことができる環境の整備が必要です。

生涯学習活動の場の確保と機会の提供には、アキシマエンシスや市民会館・公民館などの関連施設、関係機関との連携が重要です。

■主な取組

a. 学習機会の提供

対象別・課題別の講座を多様な方法で開催し、生涯にわたる多様な学習機会の提供に努めます。

ＩＣＴを活用した学習機会の提供を図るとともに、デジタル・ディバイドの解消のため、ＩＣＴリテラシーを身に付けるための学習機会の充実に努めます。

学びのきっかけづくりとして「あきしま学びガイド」やホームページ、ＳＮＳなどを活用し、情報発信に努めます。

多摩地域の大学や企業などの地域の教育資源の積極的な活用を進めます。

市内の歴史・文化財めぐりや参加型イベントなど、観光とコラボレーションした生涯学習の提供を進め、相互の振興を図ります。

b. 学習活動の支援

生涯学習を担う人材の発掘と育成に努めるとともに、生涯学習にかかわる個人や団体のネットワーク化を推進します。

「アキシマエンシス」を知の拠点として、複合施設の強みを活かし、各施設を有機的につなげるとともに、持続可能な地域社会の構築や多文化共生社会の実現のため、昭島ならではの活動や交流を発信できる学び舎として発展させます。

誰もが快適に利用できる施設の維持管理・運営に努めます。また、ＩＣＴを活用した学びを推進するため、市民会館・公民館や市立会館などに Wi-Fi 環境を整備します。

学校も含めた既存の公共施設の多目的な活用を進め、多様な学習活動を支援します。

c. 学習成果の活用

学習の成果や文化活動の発表の場の提供に努め、生涯学習活動への参加のきっかけづくりや、学びの意欲の向上につなげます。

生涯学習の成果を活かし、地域課題の解決に結びつけるなど、地域に還元できる環境の整備に進めます。

（白紙）

第５章　施策の体系

5　環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち

- ①：地球環境の保全
  - 主な取組
    - a. 地球温暖化対策の推進
    - b. 気候変動適応の推進
    - c. プラスチックの持続可能な利用
- ②：水と緑の環境の保全
  - 主な取組
    - a. 貴重な緑地の保全・確保
    - b. 水辺環境の保全・活用
    - c. 多様な生き物との共生
    - d. 環境保全活動等の促進
- ③：ごみ処理の推進
  - 主な取組
    - a. ごみ処理・リサイクル施設の適切な管理と将来構想
    - b. 減量化・資源化の促進
    - c. 災害時のごみ処理

基本施策 5-①　地球環境の保全



■基本施策の目指す姿

- 脱炭素社会実現に向けた意識が深まっています。
- 省エネルギーや資源循環の取組が定着しています。
- 再生可能エネルギーの利用が進んでいます。
- 気候変動に伴う気象災害への備えが進んでいます。
- プラスチックの持続可能な利用が進んでいます。

■政策指標

市域の温室効果ガス排出量を減らします

■現状と課題

近年、気候変動が要因とされる自然災害が多発し、温室効果ガスの削減は地球規模での課題となっています。更には、温室効果ガスの排出抑制に取り組んだとしても、今後数十年に渡り温暖化が続き、気候変動の影響が更に深刻化すると考えられています。

また、その不適正な処理により、大量のプラスチックが海洋に流出しマイクロプラスチック等による深刻な海洋汚染を引き起こしています。

こうした中、国は 2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルを掲げました。東京都も国に先んじて同様の目標を掲げています。

本市としては、省資源・省エネルギー型のライフスタイルの更なる普及、再生エネルギーの導入強化、資源循環などによる温室効果ガスの排出抑制、また、必要性の低い、使い捨てプラスチックの削減に取り組むとともに、既に起こっている気候変動の影響やこれから起こりうる影響に対し、被害を回避し、軽減する適応策に取り組んでいく必要があります。

■主な取組

a. 地球温暖化対策の推進

行政・市民・事業者とオールあきしまで温室効果ガスの削減に努めます。

あきしま省エネ家計簿の普及拡大や省エネルギー機器の利用促進など環境に配慮したライフスタイルの更なる普及に努めます。

公共施設や住宅などへの省エネルギー・再生可能エネルギーの導入・普及に努めます。

次世代自動車（ＺＥＶ）の庁用車の切替えや市民・事業者に対する普及促進など温室効果ガスを排出しない交通手段の普及に努めます。

b. 気候変動適応の推進

洪水・土砂災害ハザードマップ、内水ハザードマップなどを活用し、市民の避難行動の周知など気候災害への備えの充実・強化に努めます。

熱中症及び感染症に対する公共施設での備えの充実、関係機関と連携した情報提供など気候変動に伴う健康影響への対策の充実・強化に努めます。

土砂崩れや水害に伴い喪失した生息空間の調査、回復手段等を検討し、防災対策とのバランスを確保しながら生物多様性保全に努めます。

c. プラスチックの持続可能な利用

マイバッグやマイボトルの携帯などあらゆる場面でプラスチックを１つ減らす「プラスチック－１運動」の推進やあきしまのおいしい水を無料で提供する給水スポットの増設により、不要なプラスチックの削減を図り、持続可能なプラスチック・スマート社会の実現に努めます。

基本施策 5-②　水と緑の環境の保全



■基本施策の目指す姿

- 多摩川や玉川上水、清らかな湧水、緑が連なる立川崖線(*注 1）など、水と緑が多様な生き物の共生を育む、豊かな自然環境が引き続き守られています。
- 水・緑とのふれあいを通して、人々の連携・交流が活発に行われています。

■政策指標

市域のみどり率を維持します

エコロジカル・ネットワーク(*注２）を保全・創出します

水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合を増やします

■現状と課題

本市は、市域の南側に多摩川、東側に残堀川の２つの河川、北側に玉川上水が流れ、緑が連なる立川崖線からは多くの湧水が流れ出るなど豊かな水と緑が継承され、深層地下水100%の水道水を守り、多様な生物を育み、まちの景観の特徴となる恵まれた自然環境の中にあります。

近年、保存樹木・樹林や農地の減少などに伴うみどり率の減少、アスファルト舗装の増加などによる雨水の地下浸透量の低下など都市化による影響が見られ、引き続き、本市の貴重な自然環境を未来に継承していくためには、水資源や豊かな緑の保全が重要な課題となっています。

生物多様性を守っていくためには、自然環境の現状把握と生き物に関する正しい知識と理解が必要であり、その上で、在来生物保護等に向けた活動が求められています。

*注１　立川崖線
　拝島段丘・青柳段丘と多摩川低地との境に沿って形成され、市域の東西に連なる緑豊かな崖線。

*注２　エコロジカル・ネットワーク
　野生生物が生息する様々な空間が、生物の移動経路でつながる生態系のネットワークのこと。

■主な取組

a. 貴重な緑地の保全・確保

崖線緑地の地盤調査を実施し、維持管理方針を検討するなどその保全を図ります。

樹林地や街路樹を適正管理し、その保全を図ります。

誰もが憩える公園緑地の確保に努めます。

宅地開発の際の緑地確保と、地区計画による環境緑地や緑化率の指定等により、市街地におけるみどりの確保を図ります。

公共施設における壁面緑化や敷地内緑化を推進します。

市民の農業に対する理解を促進するなど、多機能空間としての農地の確保を図ります。

b. 水辺環境の保全・活用

国や都、流域自治体と連携し、多摩川や玉川上水などの周辺環境の保全を図ります。

用水路を適正管理し、水辺環境の維持・保全を図ります。

湧水箇所における水量・水質検査を継続的に実施し、その保全を図ります。

雨水貯留槽や雨水浸透施設の設置を推進するとともに、公園や緑道等の整備時にグリーンインフラ設備の導入を検討し、水循環の促進を図ります。

c．多様な生き物との共生

市民や団体、学識経験者などと協力して動植物の生育・生息調査を実施するなど生物の実態把握に努めます。

崖線緑地の適正管理により緑の連続性を確保し、貴重な動植物の生育・生息地の保全を図るとともに、在来生物保全と外来生物防除を推進し、エコロジカル・ネットワークの保全・創出を図ります。

d．環境保全活動等の促進

市民との協働により、まちなかの花壇の整備や花の植栽などを推進します。

市民や団体と協力し、多摩川や残堀川などの清掃・美化活動を実施します。

基本施策 5-③　ごみ処理の推進



■基本施策の目指す姿

- みんなが３R（リデュース・リユース・リサイクル）の意識を高め、ごみの減量化・資源化が一層進んでいます。
- ごみ処理・リサイクル施設が安定稼働し、新たな可燃ごみ処理手法の整備作業が進んでいます。
- 災害時に発生するごみの処理体制が構築されています。

■政策指標

家庭ごみ１人１日あたりの排出量を減らします

事業系ごみの総排出量を減らします

ごみの総資源化率を高めます

■現状と課題

家庭ごみは、３R（リデュース・リユース・リサイクル）の啓発に加え、有料化や戸別収集などを実施したことから排出量の減少傾向が続いていましたが、令和２年度来、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛などの影響から増加に転じています。アフターコロナからポストコロナへと続く「新しい生活様式」の定着を見据えながら、容器包装プラスチック類の削減やマイバッグ・マイボトルの利用などを推進し、３Rの中でも特にリデュース行動の強化を図り、ごみの排出量削減に努めていくことが必要です。

事業系ごみは、総ごみ量の約２割を占めていますが、感染症の影響も含め市域の経済情勢により、総量の増減が発生する状況となっています。紙類や食品関連の生ごみが依然多く含まれていることから、分別やリサイクル、生ごみの水切りや食品ロス削減の徹底が必要です。

将来の可燃ごみ処理手法についての検討を深め、具体的な処理の方向性を見出し、整備作業を開始する必要があります。

近年、全国各地で自然災害が多発・激甚化している状況にあることから、発災時に発生する災害廃棄物などについて、混乱を最小限に抑え、適正かつ迅速に処理するための準備が必要です。

■主な取組

a. ごみ処理・リサイクル施設の適切な管理と将来構想

ごみ処理・リサイクル施設の適切な維持・管理を実施しながら、環境に十分配慮した安定稼働に努めます。特に、清掃センターについては、修繕計画に基づいた保全修繕を着実に実施するとともに、将来の可燃ごみ処理手法について、新可燃ごみ処理施設整備に関する基本構想を策定した後、具体的な整備作業を進めていきます。

b. 減量化・資源化の促進

家庭ごみの減量化を改めて促進するため、３R（リデュース・リユース・リサイクル）、特に発生抑制（リデュース）の啓発を強化します。ごみの資源化促進に向けては、分別を徹底するため、資源とごみの分け方・出し方、リサイクル通信などの全戸配布や各種講座、ホームページ等を通じた啓発に努めます。また、資源回収奨励金制度や廃棄物減量等推進員の活用、コンポストや電動式生ごみ処理機の購入補助なども継続し、市民の３Ｒへの意識の高揚を図ります。

事業系ごみ量削減に向けては、事業活動への新型コロナウイルス感染症の影響を注視しながら、事業系ごみ搬入手数料の改定を検討します。

国民的な課題となっている食品ロスの削減に向けては、30・10（さんまるいちまる）運動(*注１）を継続するとともに、食品ロス削減計画を策定し具体的な啓発に努めます。

c. 災害時のごみ処理

災害発生時における市民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、混乱を最小限に抑え早期の復旧・復興に向かうため、発災時のごみやし尿などの発生量を推計し、処理に関する基本方針、組織体制、仮置場の設定・運用などについてあらかじめ定める災害廃棄物処理計画を策定します。

*注１　30・10（さんまるいちまる）運動
会食時に、最初の 30 分と最後の 10 分は料理を楽しみ、食べ残しを減らすことで食品ロスを削減しようとする取組。

（白紙）

第５章　施策の体系

6　快適で利便性に富んだまち

- ①：公共交通網の充実
  - 主な取組
    - a. 公共交通の利便性向上
    - b. 公共交通の安全確保
    - c. 超高齢社会に対応した交通手段の確保
- ②：道路環境の整備
  - 主な取組
    - a. 計画的な維持管理・整備
    - b. 人にやさしい道路づくり
    - c. 地球環境との調和
- ③：深層地下水 100%水道水の供給
  - 主な取組
    - a. 安全な水道
    - b. 災害にも頼れる水道
    - c. 持続可能な水道
- ④：下水道の維持管理
  - 主な取組
    - a. 浸水対策
    - b. 設備の適切な維持管理
    - c. 公営企業会計による安定運用
    - d. 災害対策
- ⑤：市街地の整備
  - 主な取組
    - a. 地域の特性に応じた市街地形成
    - b. 自然環境と調和した質の高い景観づくり
    - c. 中神土地区画整理事業区域の都市環境整備
- ⑥：快適な公園の確保
  - 主な取組
    - a. 快適な公園の整備
    - b. 施設の適切な維持管理
    - c. 市民協働による美化・清掃
- ⑦：住環境の保全
  - 主な取組
    - a. 健康で安全な生活環境の確保
    - b. 良好な住環境の確保
    - c. 空き家対策
    - d. まちなかの美化活動の推進

基本施策 6-①　公共交通網の充実



■施策の目指す姿

- 公共交通の混雑が緩和され、ユニバーサルデザインの導入などにより、利便性の高い公共交通網が整っています。
- 外出時の交通手段が確保され、誰もが安心して移動しやすいまちになっています。

■政策指標

Aバス年間乗客数を増やします

自転車等駐車場の利用率を高めます

東京都シルバーパスの保有者数を増やします

■現状と課題

Aバスの年間乗客数は、全体として増加傾向にありましたが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により前年度比で大幅な減少となっています。しかしながら、ルート数の増加を含めた見直しやバスロケーションシステムの導入により、市民の利便性向上を図ったところであり、引き続き、利用者の利便性向上に努めつつ、交通不便地域の解消を図る必要があります。

鉄道網については、狭い地域の中に 4 つの駅があり、その中には交通結節点である拝島駅が含まれ、利便性には長けているものの、ホームドア設置など安全確保を図る上で、解決すべき問題点も残っています。駅自由通路においては、安全かつ快適に利用してもらうため、施設の適切な維持管理が求められています。

また、鉄道利用者の利便性向上を図るため、自転車等駐車場をより駅前に集約するなどの適正規模による配置が課題となっています。

■主な取組

a. 公共交通の利便性向上

公共交通事業者に対し、輸送力の増強など利用者の利便性向上を要請します。

コミュニティバスについては、乗降客数の推移を分析し、試行期間後のルート見直しにつなげ、利用者の利便性向上を図ります。

駅前に整備されている自転車等駐車場においては、利用者が不自由なく使用できるよう、適切な維持管理に努めるとともに、適正規模による配置を図ります。

b．公共交通の安全確保

公共交通事業者に対し、ホームドア設置など利用者の安全性確保を要請します。

コミュニティバスを安全・確実に運行するため、老朽化した車両を適切な時期に更新します。

駅自由通路などの施設の適切な維持管理を行い、鉄道利用者等の安全性を確保します。

c．超高齢社会に対応した交通手段の確保

これまで以上に駅や病院、公共施設への交通アクセスの確保を図るとともに、誰もが安心して移動できるようコミュニティバスの充実・拡充を図ります。

高齢者の運転免許証返納後における交通手段の確保と社会参加の継続を支援します。

基本施策 6-②　道路環境の整備



■施策の目指す姿

- 地球環境と地域に調和した都市計画道路と既存道路の整備が進んでいます。
- 歩行者が安心して通行できるとともに、歩くことが楽しくなるような、人にやさしい快適な歩道空間が確保されています。

■政策指標

事業化された都市計画道路の整備を着実に進めます

歩道の延長と幅員の確保により、快適な歩行空間をつくります

交差点付近の植樹帯・街路樹を整備し、視界を確保します

■現状と課題

都市計画道路の整備が着実に進められている一方で、今後は地域の実状に合った道路の整備、都市計画道路の整備に伴う周辺道路の渋滞緩和や、自転車・歩行者が安心して通行できる空間の確保などが必要です。

都市計画道路と併せ既存道路についても、機能性、安全性はもとより、今後は地域環境の保全に配慮した整備を進めていくことが求められています。

市内には緊急車両等の通行に支障のある狭隘な生活道路が数多く残っており、その解消が課題となっています。先行している都市計画道路の整備状況を踏まえ、対応策の検討が求められています。

■主な取組

a. 計画的な維持管理・整備

道路や橋りょう・管路といったインフラの計画的な点検・調査を実施することで、破損や空洞個所の早期発見・改修を実現し、道路等の適切な維持・管理に努めます。道路台帳システムを整備し、定期的な更新を実施することで、証明事務などの効率化を図ります。

b. 人にやさしい道路づくり

歩道の新設・改修時における歩道有効幅員の確保、車道との段差解消や、勾配緩和などにより、人にやさしい安全・快適な道路づくりを進めます。植栽帯や街路樹のあり方についての再検討をすすめると共に適正な管理、安全で快適に通行できる歩行空間の形成に努めます。

c. 地球環境との調和

既存道路の改修や都市計画道路の築造において、機能性、安全性はもとより透水性舗装を取り入れるなど地域環境との調和にも配慮しながら、計画的な整備を促進していきます。

基本施策 6-③　深層地下水 100％水道水の供給



■基本施策の目指す姿

- 深層地下水 100％の安全でおいしい水道水が安定して供給されています。
- 災害時にも断水の少ない水道施設の整備が進められています。

■政策指標

直接飲用率を高めます

管路の耐震適合率を高めます

■現状と課題

水道事業は、昭和 29 年の事業創設以来、一貫して水源を 100％深層地下水に求め、安全で安心な、おいしい水道水を安定して供給することができています。この安全でおいしい水道水は、本市の魅力の一つでもあり、市民の宝でもあります。

水道水源である深層地下水は、現状では、水位変動も安定取水が可能な水準を維持しており、水質も清浄で良好な水質を維持していますが、いったん水量が減少し、又は汚染されるとその影響は広範囲かつ、長期に及びます。

一方、水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれる中で、大地震など自然災害への備え、老朽施設の更新、職員の技術継承など事業を持続していく上で克服しなければならない多くの課題に直面し、厳しさを増しています。

平成 30 年 3 月に策定した第二次水道事業基本計画は、長期的な視点に立って、厳しさを増す経営環境にあっても直面する課題を解決し、深層地下水 100％の水道事業を将来に確実に引き継ぐために「安全な水道」、「災害時にも頼れる水道」、「持続可能な水道」の 3 つの目標を掲げ、目標達成に必要な方策を定めたものです。

第二次水道事業基本計画を着実に推進し、経営環境の変化に柔軟に対応できる持続可能な経営基盤と、地下水資源を利用する事業者の立場から、水道水源である深層地下水の起源と流動実体を踏まえた水量と水質の監視手法を検討し、健全な水循環の維持に貢献できる経営スタイルを確立していく必要があります。

■主な取組

a. 安全な水道

水道水の安全管理体制を強化するため、水質管理の中核をなす自己検査体制の充実を図るとともに、水安全計画を策定し、水源から給水栓に至る水道システム管理を確立します。

また、深層地下水 100％の水道水をそのままの品質で飲用していただくため、貯水槽水道の設置者に対する衛生管理の徹底と直結給水への切り替え促進を図ります。

b．災害にも頼れる水道

将来、高い確率で発生することが予想されている大規模地震に備えて、ハード・ソフトの両面から着実に取組を進めます。

ハード面では、水道管路をはじめとする水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、自家用発電設備など災害に備えた設備の充実を図ります。

ソフト面では、災害時対応計画に基づく応急給水訓練を実施して災害に備えるとともに、訓練結果を各種マニュアルに反映して非常時の対応力向上を図ります。また、他事業体との相互応援など関係団体とのさらなる連携強化に取り組みます。

c．持続可能な水道

水道事業の持続に最も重要な深層地下水の保全については、水質に関する情報や地下水の涵養、保全に関する情報を市民と共有し、市民と連携した取組を推進します。また、深層地下水流動調査の成果を踏まえた深層地下水の監視手法を検討するとともに、水道水源の適正管理に努めます。

持続可能な経営基盤の強化については、水道施設管理計画に基づく最適な水道施設管理を確立し、水道施設全体のライフサイクルコストの縮減を図ります。また、事務処理システムを定期的に見直して最新のデジタル技術を導入するとともに、水道事業固有の技術を継承し、新しい技術にも柔軟に対応できる職員を育成して、さらなる事業運営の効率化と高度化を図ります。

市民の宝である深層地下水 100％水道水について、一層の理解を得て未来につなぐため、本市の水道にまつわる歴史やこれまでの取組をまとめます。

基本施策 6-④　下水道の維持管理



■基本施策の目指す姿

- 豪雨や地震などの自然災害に対し下水道の機能が確保され、良好な水環境が次世代に引き継がれています

■政策指標

公共下水道雨水管の重点整備を推進します

下水道施設老朽化対策を推進します

■現状と課題

下水道事業は将来にわたり継続していかなくてはならないライフラインであり、財源の見通しを立てながら、サービスのレベルを維持していかなければなりません。浸水対策・施設の老朽化対策は避けられない課題となっています。

市では、下水道総合基本計画に基づき、汚水事業として管きょの整備、水洗化の普及、耐震化の推進に向けた取組を進めてきました。その結果、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上、災害時の安全・安心の確保が着実に進捗している状況にあります。今後は、公営企業会計化したことによる財政基盤の安定・強化が図られる中で、既設施設の老朽化への対応を予防計画的に推進すると共に、降雨時に汚水の流量が増加し汚水の溢水や宅地内への逆流を防止するための侵入水対策を推進することが重要です。また、多摩川浸水想定区域にある郷地ポンプ場については、浸水時においても一定の機能を確保する必要があります。

雨水事業についても、幹線及び主要な枝線の整備を図り、浸水被害の解消・軽減に努めてきました。近年の雨の降り方の局地化・集中化・激甚化や都市化の進展等に伴い、多発する浸水被害への対応を図るため、浸水シミュレーション等による浸水リスクを評価し、雨水管理方針を立て対策を講じる必要があります。

■主な取組

a. 浸水対策

雨水管理総合計画を策定し、計画的に雨水管きょ整備や雨水浸透施設の整備など、浸水対策を進めます。

内水ハザードマップを作成するなど、浸水発生時の円滑な避難行動や平常時からの防災意識の向上を図ります。

b. 設備の適切な維持管理

管路内詳細調査及び目視調査等を進め、計画的な対策を実施することにより、下水道施設の延命化、コストの縮減、有収率の向上を図ります。

下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的に下水道施設の延命化対策を実施します。

c. 公営企業会計による安定運用

地方公営企業会計に移行した中で財源確保に努め、また企業債の活用を図るなど、より安定した経営基盤の構築・強化を図ります。

d. 災害対策

防災・安全対策として、ポンプ場施設の耐水化、管路施設の耐震化、マンホールトイレの設置などを推進します。

発災時に被災した下水道施設の速やかな回復を図るため、災害時業務計画を評価・点検しながら運用します。また、関係団体との連携に向け災害支援協定を結ぶなど体制を整備します。

基本施策 6-⑤　市街地の整備



■基本施策の目指す姿

- 景観や地域の特性が活用された良好な市街地が形成されています。
- 活気のあるまちとなっています。

■政策指標

まちなみや景観を美しいと思う市民の割合を増やします

住み続けたいと思う市民の割合を増やします

■現状と課題

中神土地区画整理事業（施行面積 144.7ha）は、事業認可から約 57 年が経過しますが、第一工区（80.3ha）は昭和 62（1987）年に換地処分公告したものの、第二工区（45.5ha）については、最初に取り組んでいる駅前ブロック（15.0ha）の早期完了を目指している状況であり、第三工区（18.9ha）については未着手の状況となっています。一方で、上下水道や宅地、道路等の整備が進み、概ね市街地の形成が図られてきました。しかし、更なる事業の長期化が避けられないため、地権者や地域の声を十分に反映したまちづくりが求められています。

立川基地跡地昭島地区については、平成 29（2017）年度末に土地区画整理事業に伴う基盤整備は完了しました。その内、民間利用街区については、まちづくりガイドラインを策定しています。引き続きこのまちづくりガイドライン等を活用し、本地区にふさわしい魅力あるまちづくりを誘導するため、民間開発事業者や関係機関と協議・調整を図ることが必要です。

駅拠点整備は着実に進んでおり、土地利用誘導も図られています。唯一未整備の中神駅南口駅前広場については、引き続き東京都に整備の要請を行うことが必要です。

■主な取組

a. 地域の特性に応じた市街地形成

都市拠点における役割に応じた整備をさらに進め、拠点性を高めるとともに、住まいと産業の調和がとれたまちづくりを推進します。

また、拠点やまちの資源とをネットワーク化し、賑わいと交流のあるまちづくりを図ります。

b. 自然環境と調和した質の高い景観づくり

都市計画マスタープランに示す地域の目指す姿の実現に向けて、地区計画等を活用し、まちづくりを進めていきます。

また、まちづくりガイドライン等を活用し、魅力あるまちづくりを誘導します。

c. 中神土地区画整理事業区域の都市環境整備

長期化した土地区画整理事業区域の今後のまちづくりについて、地権者等の意見聴取を十分に行い、安全・安心なまちづくりの早期の実現に努めます。

基本施策 6-⑥　快適な公園の確保



■基本施策の目指す姿

- 子どもから高齢者まで、多様なニーズに応えた公園が各地に整備されています。
- 市民が美化・清掃活動等に積極的に関わることで、地域に根ざした親しみのある公園が保持されています。

■政策指標

市民一人当たりの公園面積を増やします

■現状と課題

都市公園・児童遊園等が市民にとって身近な公園として親しめるよう、定期的な樹木せん定、除草・ごみ清掃、トイレ清掃、遊具等の点検など、公園施設の安全確保に努めながら、適切な維持管理を行ってきました。また、併せてアダプト団体との協働による維持管理を実施してきました。今後は、引き続き良好な維持管理に努めるとともに、老朽化した施設の整備改修を計画的に実施し、防災公園の視点も含め、子どもも大人も親しみの持てる公園の整備を推進することが必要です。

立川基地跡地昭島地区においては、平成 29（2017）年 4 月に土地区画整理事業で整備された公園（むさしの公園）が供用開始されました。国営昭和記念公園昭島口周辺については、公園の区域を拡張した再整備が図られるよう、引き続き、国等との協議・調整が必要です。

また、都市計画公園の計画的な整備や宅地開発等に伴う公園整備により、市街地環境を整備していくことが必要です。

■主な取組

a. 快適な公園の整備

都市計画公園である新畑公園及び南文化公園の整備を図ります。また、宅地開発等にあたっては、事業者の協力を得て、憩いや交流の場となる公園整備を図ります。昭和記念公園昭島口については、周辺の緑と一体となる公園の再整備等について、引き続き、国等と情報交換及び意見交換を行いながら、要請をしていきます。

b. 施設の適切な維持管理

公園・児童遊園については、引き続き定期的な除草・ごみ清掃、トイレ清掃など維持管理に努めます。また、安全・快適で都市生活にうるおいや安らぎをもたらすレクリエーションの場としてだけでなく、環境保全の場、防災拠点としての整備を図ります。また、公園施設の老朽化対策について、計画的に実施するための検討を進めます。

c. 市民協働による美化・清掃

アダプト制度事業などを活用し、市民等との協働による美化・清掃活動に取り組むことで、市民にとって親しみが持て、ふれあいの場として活用されるような公園などの環境整備を図ります。

基本施策 6-⑦　住環境の保全



■基本施策の目指す姿

- 大気環境、水環境、音環境などの生活環境が確保され、住みやすい、住み続けたいと思える、安全で良好な住環境の整ったまちとなっています。

■政策指標

市民の健康で快適な生活を守るため、大気環境、水環境、音環境などについての環境基準を全て達成します

■現状と課題

本市は、市民、事業者の環境面に関わる安全・安心を実現するため、大気環境、水環境、音環境などの環境基準の 100%達成を目指しながら、環境悪化を未然に防止し生活環境の保全に努めてきました。

近年、大気環境及び水環境においては、環境基準が達成されていますが、音環境においては、交通騒音について国道 16 号で法定限度を超えているため、関係機関への働きかけなどを通じての解消が必要です。

また、米軍横田基地が隣接する本市は、半世紀余にわたり航空機騒音にさらされています。特に昨今では、航空機騒音測定回数も増加傾向にあり、従来とは異なる飛行経路での訓練が行われるなど、新たな負担が生じています。引き続き、東京都や周辺市町などと連携し、国への要請を行うなど航空機騒音の負担軽減に向けた取組が必要です。

市民の安全で豊かな住まいの実現に向け、住宅耐震化や空き家対策の推進、住宅確保要配慮者（*注 1）の入居を拒まない住宅の確保などが必要です。

ごみの不法投棄やたばこの吸い殻のポイ捨てなどの問題は、身近な地域生活環境の維持のため市民の関心も高く、市内の団体等との協働のもと、マナーの向上やルールの定着・浸透を図ることが必要です。

*注 1　住宅確保要配慮者
低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。

■主な取組

a. 健康で安全な生活環境の確保

道路沿道を中心とした大気、騒音のモニタリング調査を定期的に実施し、必要に応じて関係機関へ道路拡幅整備工事などの要請を行います。

水質、土壌、地下水のモニタリング調査を定期的に実施し、必要に応じて工場等への指導を行います。

航空機騒音の負担軽減に向け、市独自の航空機騒音調査を実施するとともに、東京都や周辺市町とも連携を図る中で、国及び米側に対し粘り強く要請を行うことで、市民が安全・安心に暮らしていける基盤の確保に努めます。

有害化学物質、光化学スモッグやＰM2.5 等の原因となるＶＯＣ（揮発性有機化合物）の排出削減に関する情報提供を行います。

b. 良好な住環境の確保

宅地開発等にあたっては、指導要綱等に基づき、良好な住環境の実現を図ります。

社会的弱者の安定した住まいの確保のため、住宅セーフティネット制度を周知し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない登録住宅の増加を図ります。

c．空き家対策

生活環境のみならず、防災・防犯の観点からも管理不全の空き家の発生抑制を図り、空き店舗を含めた空き家の活用を図ります。

d．まちなかの美化活動の推進

たばこの吸い殻やごみのポイ捨てを防止するため、市内の団体、事業者等と協働して、清掃活動や啓発活動など市民参画によるまちなかの美化を推進します。

（白紙）

第５章　施策の体系

7　生活を支え、活力を生み出すまち

- ①：地域振興と就労環境の充実
  - 主な取組
    - a. 産業間連携の促進
    - b. 事業継承や創業の支援
    - c. 就労環境の確保
- ②：商工業の振興
  - 主な取組
    - a. 企業経営の安定と強化
    - b. 個店の魅力発信等支援
    - c. 商店街活性化
    - d. 工業のみえる化支援
- ③：都市農業の振興
  - 主な取組
    - a. 経営のサポートによる農業継続
    - b. 地域との連携の推進
    - c. 農への理解・啓発
- ④：観光まちづくりの推進
  - 主な取組
    - a. 観光資源の開発・活用
    - b. 観光につながる様々な連携の推進
    - c. 情報発信の促進
- ⑤：消費生活環境の充実
  - 主な取組
    - a. 消費や経済活動にかかる情報の発信
    - b. 消費者相談の充実
    - c. 持続可能な消費活動の促進

基本施策 7-①　地域振興と就労環境の充実



■基本施策の目指す姿

- 多様な分野の多様な人々との連携の中で、新しい人材が生まれ育ち、労働力が確保され、あきしまの産業が地域と共生し活性化しています。また、誰もが働きやすく、働き甲斐のある環境が整っています。
- 商業、工業、農業、観光による産業間連携により、地域の活性化が図られています。
- 地域の産業特性を活かした「昭島ブランド」が構築されています。
- 就労と雇用の希望のマッチングが図られ、職住近接の就業環境の確保やワーク・ライフ・バランスの向上により、誰もが働きやすい環境が整っています。

■政策指標

事業所数を維持します

従業者数を増やします

ワーク・ライフ・バランス認定事業者数を増やします（再掲）

■現状と課題

昭島市は、「雇用力」「稼ぐ力」ともに優れた製造業と市の社会基盤を支える建設業を含む工業、市の都市拠点等である５駅周辺を核として市民の日常生活を支える商業、消費者と生産者が身近にふれあう農業など多彩な産業が営まれています。

また、本市の宝である深層地下水が縁で地域に根付く企業や新たに起業する事業者も増えています。産業は、地域の環境や市民生活と密接に関わっています。消費者の理解や事業所周辺の生活環境などに配慮し、地域社会と共生する視点に立って、経済活動を進めていくことが求められています。

また、長期的な視点に立てば、人口減少・超高齢社会の進行により、今後は、労働力の確保が重要な課題となります。事業承継や人材育成はもとより、誰もが働きやすい、働き続けられる就労環境の確保が求められています。

■主な取組

a. 産業間連携の促進

商業、工業、農業、観光による産業間連携のほか、国や都、産業支援機関、大学、金融機関等、多様なステークホルダーとの連携により、地域の振興・活性化を目指します。

市内の主要な上場企業との連携の仕組みを構築し、まちづくりの課題解決に向け、官民連携のもと取り組みます。

様々な連携の中で、新しい技術開発が促進されるとともに、地域の産業特性を活かした「昭島ブランド」の構築に努めます。

b. 事業承継や創業の支援

昭島市商工会や関係機関等と連携し、事業承継に必要とされる知識やノウハウの提供に努めます。また、新たな創業者の掘り起こしと創業希望者の夢をかなえる支援を行うとともに、企業の成長段階に応じた支援を行なうことで、地域における中小企業及び事業者の新陳代謝を促し、事業者数の維持に努めます。

c. 就労環境の確保

市内企業等と連携したまちづくりに努め、職住近接の就労環境の確保を促進するとともに、就労希望者と労働力を求めている企業とのマッチングを支援し、多様な働き方に対応した雇用の確保を図ります。

企業等に働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。

労働相談の充実を図るとともに、中小企業所で働く方と事業主の福利厚生事業の充実を図るため、関係機関の活動を支援します。

基本施策 7-②　商工業の振興



■基本施策の目指す姿

- 個店の魅力が向上し、市民に愛されています。
- 商店街が地域のコミュニティの拠点として、にぎわいにあふれています。
- 技術力を生かしたものづくりが進み、地域と共生した事業活動が行われています。

■政策指標

小売店の年間販売額を伸ばします

製造業の製造品出荷額を伸ばします

■現状と課題

商業については、大型店舗の立地やインターネット販売の普及により、地域の商店街で顧客離れと売上高の減少が進み、厳しい経営状況が続いています。また、経営者の高齢化や後継者不足が深刻化し、廃業せざるを得ない状況が深刻な課題となっています。併せて、シャッター商店街の活性化や空き店舗の活用支援などが求められており、地域に根ざした商業活動を進め、魅力ある商店街の再生を図る必要があります。

また、新たな日常に対応した感染症対策やキャッシュレス決済の導入、業態変換等も重要となってきます。

工業については、先端技術に関連した製造業や市民生活に直結する建設業が多く存在しています。

国道 16 号や都道などを利用し、中央自動車道や圏央道へのアクセスが容易であるなど、恵まれた産業インフラを活かし、先端技術に関連した製造業の集積が見られますが、一方で、工場と住宅が地域で共存できる環境の整備が必要です。

また、企業の競争力の維持、向上を図るため、関係機関と連携し、研究開発や製品開発への支援を進める必要があります。

市民生活に直結する建設業については、災害時の「守り手」であると同時に、平時においても地域経済や雇用の下支えを担っていることから、地域に根ざした発展が求められています。

■主な取組

a. 企業経営の安定と強化

事業資金の調達あっせん、経営相談等により、経営基盤の安定・強化の支援を行います。

新製品・新技術の開発、市場開拓等中小企業に必要な支援を行います。

事業承継や創業支援に必要とされる知識やノウハウの提供に努め、企業の成長段階に応じた支援を行います。

b. 個店の魅力発信等支援

商店の独自性や魅力を高めるための個別支援を行い、にぎわいと活気に満ちた商業の振興を図ります。

新しい発想をもった若者の創業を支援するとともに、個店の魅力を発信するなど、市民に愛されるお店づくりを支援します。

c. 商店街の活性化

地域に根ざした商店街となるよう、買い物しやすい環境づくり、地域コミュニティの場としての環境づくりを支援します。

商店街のイベントなど、商店街の連携や共同事業を支援するとともに、人口減少・超高齢社会、情報化に対応する、時代に見合った商店街となるよう支援します。

商工会や商店街との連携強化を図り、空き店舗の活用やシャッター商店街の解消に向けて取組を強化します。

新たな日常に対応した、感染症対策やキャッシュレス決済の導入、業態変換等への取組を支援します。

d .工業のみえる化支援

工業のみえる化を推進することにより、優れた技術や製品などの工業力を市内外にＰＲするとともに、工業が市民の身近な存在となるよう支援します。また、地域と共生し、地域とともに発展する活力ある工業の振興施策の展開を図ります。

基本施策 7-③　都市農業の振興



■基本施策の目指す姿

- 都市農業が身近な風景として守られ、市民が農業とふれあい、地域の特性を活かした安全な農産物が生産され、地域で消費されています。

■政策指標

認定農業者数を維持します

農地面積を維持します

■現状と課題

都市部における農地は、市民に新鮮で安全な農作物を提供するだけでなく、都市部の貴重な緑地空間として、また、環境保全や防災などの多面的な機能を有していますが、年々減少の一途を続けています。

農地を計画的に保全するための生産緑地の指定は、税制上の優遇措置を受けることができ、昭和 57（1992）年から昭和 59（1994）年にかけて大都市圏の多くの農地が指定を受けました。指定から 30 年が経過する令和 4（2022）年以降、後継者不足や相続などを背景に、生産緑地が一気に宅地化されることが危惧されたことから、更に 10 年間農地として機能を維持する特定生産緑地制度が創設されました。

本市の農業従事者の年齢構成を見ると、60 歳以上の方が 6 割を超えており、農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻となっています。後継者の確保を進めるとともに、今後の都市農業を支える人材の育成も必要となってきます。

都市農業の安定的な継続には、農業従事者への経営サポートのほか、都市農業が身近なものとなるよう、地域との連携の中で、市民と農業がふれあう機会の確保が必要です。

江戸東京野菜として認定されている「拝島ねぎ」は地元の生産者が中心となり、生産・普及に努めています。「拝島ねぎ」をはじめとした地元野菜の更なる活用や PR が求められています。

■主な取組

a. 経営のサポートによる農業継続

農地に関する法律や制度の周知、農業技術の指導、農業経営への融資について、都や農業協同組合と連携し、それぞれの専門性を活かしサポートします。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者に対する農業用器具や資材の購入等の支援のほか、東京都の各種補助事業を活用し、経営改善のために必要な施設整備等を支援し、収益性の向上及び経営の安定化を図ります。

将来農業を営みたいと考えている方に農業体験を支援し、併せて農業経営者とのマッチングを行い、担い手の確保に努めます。

b．地域との連携の推進

学校給食における地場野菜の使用率を高めるとともに、地域の生産者から農業について学習する機会を設け、食育を進めます。

商業者、農業協同組合、観光まちづくり協会などの連携で、「拝島ねぎ」や地元野菜の活用の機会を増やし、販路拡大につなげます。市内の新鮮で安全な農畜産物や加工品の展示・販売を通じて食卓に直結する都市農業をアピールします。

c．農への理解・啓発

市民農園、農業体験教室、農ウォーク、親子水田体験教室等の農業体験や援農ボランティア体験など、市民が農業に触れる機会の創出を図ることにより、農業に対する関心を高め、理解を深めます。

基本施策 7-④　観光まちづくりの推進

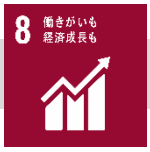



■基本施策の目指す姿

- あきしまらしさを活かした観光まちづくりが進み、多くの人が訪れ、楽しみ、まちの賑わいにつながっています。
- 多くの市民が、あきしまの魅力を（再）発見し、発信しています。

■政策指標

来訪者数を増やします

観光案内所の利用者数を増やします

ロケーションサービスの利用件数を増やします

まちの魅力を発信する観光ボランティアを増やします

■現状と課題

平成 22（2010）年度に設立した昭島観光まちづくり協会への支援を継続し、連携の中で観光まちづくりを進めていく必要があります。

観光地とは異なったアプローチで市の魅力を発信し、人の流れをつくる必要があります。本市には地域に脈々と引き継がれてきた伝統文化や郷土芸能、有形無形の文化財、湧水や玉川上水などの水資源、社寺や仏閣、企業の独自技術・先端技術など、本市特有の観光資源が存在しています。こうした資源を活かしながら、観光まちづくりを進めていく必要があります。更には、文化芸術基本法の改正に伴い、文化芸術を通して、多様な交流が生まれるよう、観光まちづくりの新たな資源として、施策展開する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の終息時期が見通せない中にあっては、新たな日常に対応したオンラインによる情報発信も重要となってきます。昭島観光まちづくり協会が進めているロケーションサービスと連携した本市のＰＲに取り組むことも、知名度を上げる一助となります。

インバウンドで本市を訪れる外国人の方々にも日本の伝統文化を含めた本市の資源を発信し、その魅力を知ってもらうことも大事な視点です。

行政だけではなく、多くの市民が、あきしまの魅力を（再）発見し、発信することや、本市の立地特性を活かし、多摩地域の観光拠点と連携することも課題の一つとなっています。

■主な取組

a. 観光資源の開発・活用

歴史的・文化的資産や地域文化、独自技術を公開している企業などの既存の観光資源を活用します。

深層地下水 100％の水道水は、観光資源の一つです。食品や嗜好品などにも活用され、観光資源としてのポテンシャルも高く、その可能性が十分活かされるような環境の整備を進めます。

b. 観光につながる様々な連携の推進

観光まちづくり協会と連携した取組を推進します。また、青梅線沿線を一体的な観光拠点として位置づけ、関係団体と連携したネットワーク形成による、広域観光の推進を図ります。

文化芸術施策と連携し、文化芸術を通して多様な交流が生まれるよう、観光施策に取り組みます。

市民との協働により、町あるきナビゲーターをはじめとする観光ボランティアの育成と活用を図ります。

c. 情報発信の促進

ロケーションサービスなどを活用し、市のイメージや知名度の向上に努めます。

ホームページやＳＮＳ、「昭島市デジタルアーカイブズ」を活用し、昭島の観光の魅力を幅広くリアルタイムに発信します。また、昭島市民くじら祭や郷土芸能まつり、歴史的景観や神社仏閣を巡る「文化財めぐり」、祭礼などの情報もしっかりと発信します。

基本施策 7-⑤　消費生活環境の充実



■基本施策の目指す姿

- 消費者が主役となり、地域において安全で安心して豊かな消費生活を営んでいます。
- 人や社会・環境に配慮した消費スタイルが定着し、市民生活の質が向上しています。

■政策指標

詐欺発生件数を減らします

あきしま省エネファミリーの登録件数を増やします

マイバッグ・マイボトルを常時携帯している市民の割合を増やします

■現状と課題

消費活動が多種多様化し活発化することに伴い、複雑かつ巧妙になる悪質商法等により消費者トラブルが後を絶たない状況となっています。

こうした消費者被害を未然に防ぐための情報提供や気軽に相談できる体制作りと併せて、消費者相談に対応する体制の充実が必要です。

また、高齢者を狙った悪質商法など、高齢者の見守り体制を関係機関と連携することも必要です。

成年年齢の引き下げにより 18 歳から自分の意思で様々な契約行為が行えるようになるため、トラブルの増加が懸念されます。そのため、若い世代への啓発事業を積極的に推進する必要があります。

昨今では、消費活動によってもたらされる環境破壊が深刻な課題となっています。現代社会の中では人や社会・環境に配慮した消費活動が求められており、市民一人ひとりが適切な行動がとれるよう、周知啓発が必要です。

■主な取組

a. 消費や経済活動にかかる情報の発信

消費者事故などに関する情報の収集と提供に努め、様々な媒体を利用して消費者の注意を喚起し、消費者事故などの再発や拡大、未然の防止に努めます。

消費生活講座や消費生活展を開催するなど、消費者に対する消費活動の意識啓発、消費者意識の向上を図ります。

b. 消費者相談の充実

消費者トラブル、消費者問題の解決のため、消費生活センターにおいて消費生活に関する相談業務の充実に努めます。

詐欺被害者、多重債務者に対し、必要なサービスにつなげることができるよう、関係機関と連携し、相談支援を行います。

c. 持続可能な消費活動の促進

かけがえのない地球環境を次世代に引き継いでいくため、人や社会・環境に配慮した消費活動についての啓発と学習機会の提供に努め、市民意識の高揚を図ります。

ごみの減量やリサイクルの推進、節水や節電など、資源の循環やエネルギーの有効利用に関する情報の提供に努めるとともに、市民の自主的な活動を支援します。

ごみの減量と資源の有効活用に向け、生活用品の交換やフリーマーケットなどの活用を図り、不用品の再利用を促進します。併せて、食品ロス削減やプラスチックマイナス１運動などに取り組みます。

（白紙）

第５章　施策の体系

8　計画実現のために

- ①：健全で持続可能な行財政運営の推進
  - 主な取組
    - a. 計画的な財政運営
    - b. 持続可能な行政運営
    - c. 人財の確保・育成
- ②：連携と協働によるまちづくりの推進
  - 主な取組
    - a. 市民との協働と行政への参画の推進
    - b. 連携の推進による行政サービスの向上
    - c. 開かれた行政の推進
    - d. 行政と地域活動の更なる連携
- ③：情報通信技術の活用によるまちづくりの推進
  - 主な取組
    - a. デジタル化の推進
    - b. デジタル技術の活用
- ④：「ふるさと昭島」として愛されるまちづくりの推進
  - 主な取組
    - a. 郷土愛の醸成
    - b. 憲章・都市宣言趣旨の推進

基本施策 8-①　健全で持続可能な行財政運営の推進



■基本施策の目指す姿

- 健全で効果的、効率的な行財政運営が行われ、突然の経済状況の変化や自然災害等に対する備えを持ち、行政サービスが安定的に提供されています
- 新たな社会の変革に対応し、時代の要請に応じた質の高い市民サービスが提供されています。

■政策指標

様々な行政課題に対応できる組織体制を構築します

健全化判断比率における健全性を保ちます

いざというときに備え、一定の基金残高を維持します

■現状と課題

本市はこれまで、「人間尊重」、「環境との共生」の理念のもと、財源に裏打ちされたまちづくりを進めてきました。それにより都市圏の中規模自治体として、また、良好な住宅都市としての発展を続けています。

財政運営については、これまで健全化判断比率の 4 つの指標全てで大きく健全性を保ってきています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会・経済情勢は世界的にも不透明となっており、減少へと転じた市税収入の回復に時間がかかることが予測されているところです。一方で、社会保障費は増加し続けており、公共施設の老朽化対策のほか、行政のデジタル化など新しい時代要請にも応えていくことが必要です。

この先は厳しい財政環境になると見込まれ、限られた財源を効果的・効率的に活用する、計画的な財政運営が求められます。

また、人口減少・超高齢社会の構造的課題はもとより、多様化・高度化・専門化する市民ニーズ、新たな行政課題に対し、適切かつ柔軟に対応できる組織体制の構築が必要です。業務効率化や公有財産の有効活用、多様な人財の確保など、将来にわたり持続可能な行政運営が求められています。

人財育成については、自主的・自律的な行政運営を推進していくために、職員一人ひとりが自らの能力開発を進めるとともに、組織全体の機能向上を図ることを目的に取組を進めてきました。今後、目まぐるしく変化する社会状況に鑑み、新たな時代の要請に応えられる、市民の財産となる職員（人財）の確保・育成が求められています。

■主な取組

a. 計画的な財政運営

歳入の確保に努め、行財政の効率化を促進します。中・長期の視点を持ち、バランスを取って基金と市債を活用し、将来に過度な負担を残さない財政運営に努めます。財政の状況は、ストック情報を含め、市民に分かりやすく、また適宜公表します。

b. 持続可能な行政運営

新たな行政課題や多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、効率的・効果的で機動的な組織体制を構築します。また、ＩＣＴを活用した業務効率化や公有財産の有効活用等、将来にわたり持続可能な行政運営に努めます。

c. 人財の確保・育成

多様な人財が受験しやすい試験制度の実現、インターンシップ制度の拡充、会計年度任用職員や専門的な知識を持つ任期付職員の活用など、多角的な手法で人財の確保に努めます。また、限られた財源・人員で新たな行政課題や多様な市民ニーズに対応できる職員を育成するため、人財育成基本方針に基づいた人財育成に取り組みます。

人財育成を目的とした適正な人事評価制度により、職員一人ひとりの公務能率の向上と組織全体の士気高揚を図ります。

基本施策 8-②　連携と協働によるまちづくりの推進



■基本施策の目指す姿

- 市民参画が進み、市と市民・事業者が一体となったまちづくりが行われています。
- 関係機関等との連携が進み、行政運営の効率化が進むとともに、市民の利便性が向上しています。

■政策指標

市政に参加したいと思う市民の割合を増やします

■現状と課題

計画策定時の公募市民委員や、市民ワークショップ、パブリックコメント、イベント等の市民中心の実施体制など、市民参画は進んでいますが、更なる推進のためには、幅広い分野からの多様な参画が必要です。

近隣自治体との市民図書館の相互利用や岩手県岩泉町との友好都市協定、横田基地周辺市町及び東京都と協同した要請活動、また、災害対応や産業活性など様々な分野で、大学や事業者等とも連携が進んでいます。今後も、市政運営や地域の活性化、市民生活の向上のため様々な分野と連携した取組を推進していく必要があります。

また、市民の市政に対する意見など幅広いニーズを把握し行政施策に反映させるとともに、行政施策に対する不満や苦情を受け付ける相談窓口の充実など、開かれた行政運営が求められています。

自治会活動が高齢化し、加入率が低迷している中にあっては、地域の人材育成に合わせ、市職員が地域活動に関わっていくなど、行政との新たな連携の手法を検討する必要があります。

■主な取組

a. 市民との協働と行政への参画の推進

引続き、市民委員の公募やパブリックコメントなど、市民参画を推進するとともに、市民参画の新たな手法を検討します。

b. 連携の推進による行政サービスの向上

広域行政連携については、行政運営の効率化を一つの視点にし、また、本市の特性を生かした連携を図る中で、お互いの地域の活性化と発展に努めます。関係機関や団体、事業者との連携を推進し、市民の安全・安心、福祉の向上、環境保全、生活の質の向上などに努めます。

c. 開かれた行政の推進

行政に関する市民の意識・意見・要望を把握し、行政施策の参考資料とするとともに、総合オンブズパーソン制度や情報公開制度の適切な運用に努めるなど、行政に対する信頼を高め、開かれた行政の一層の推進を図ります。

d. 行政と地域活動の更なる連携

地域の課題解決や多様化する行政課題に対し、市民活動団体との協働の仕組みを構築し、その推進に努めます。

地域コミュニティの人材育成とともに、市職員が地域に関わっていくなど、行政と市民活動の新たな連携手法について検討します。

基本施策 8-③　情報通信技術の活用によるまちづくりの推進



■基本施策の目指す姿

- デジタルトランスフォーメーション（DX）（*注 1）を推進することで、市民の利便性の向上が図られるとともに、業務の効率化により人的資源が行政サービスの更なる向上に向けられ、人に優しいデジタル社会になっています。

■政策指標

「市民サービスＤＸ」により、市民サービスの質を高めます

「庁内業務ＤＸ」により、業務効率を高めます

■現状と課題

国では、かねてより人口減少・超高齢社会がもたらす構造的課題への対応としてデジタル技術の活用を推進してきました。今般、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止の観点から、新たな生活様式への取組が必要となったことから、あらためてデジタル技術の活用が推進されています。

本市のデジタル化は、これまでの情報セキュリティ対策を踏まえ、行政内部の事務処理を中心に進めてきました。具体的には、各業務のパッケージシステムを本市の事務処理形態に合わせるためカスタマイズを加え使用することが一般的でした。その結果、法改正対応等におけるシステム改修に、多くの財政負担が必要とされてきました。そこで、国は統一された標準仕様書を提示し、業務の標準化・システムの標準化を実現することで自治体における経費削減に取り組んでいます。

一方、市民向けサービスとしては、ホームページ・ＳＮＳなどでの情報発信や、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの証明書交付など各種電子申請、また公共施設や図書の電子予約などを実施してきました。

しかしながら、新たな生活様式やデジタル社会に対応していくためには、本市としても更なる行政サービスのデジタル化を推進する必要があります。引き続き、国や東京都の動向にも注視するなかで、本市の特性に応じた DX に取り組むことが求められています。

*注 1　デジタルトランスフォーメーション（DX）
コンピューターやそのネットワークの活用により社会のデジタル化を一層推進させ、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることです。効率を上げるため、合理化を図るためといった従前の IT 化と違い、人々の生活の質の向上が図られるような社会・生活様式の変革を伴うものとされています。

■主な取組

a. デジタル化の推進

国が目指す、「国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実現できる強靭なデジタル社会の実現」に向け、本市としても自治体ＤＸ推進の重点取組事項（自治体情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、ＡＩ・ＲＰＡの利用推進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底）に、全庁を挙げて取り組みます。併せて、市民や事業者からの様々な情報を施策や事業などに生かせる仕組みを構築します。また、情報発信のマルチチャネル化により、だれもが必要な時に必要な情報を取得することが可能となる環境を構築します。

また、ＧＩＧＡスクール構想については、「子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ＩＣＴ環境の実現」に向け、関係部署が一丸となりハード・ソフトの両面から推進します。

b. デジタル技術の活用

デジタル技術の活用により、庁内業務ＤＸを推進し業務効率の向上を図るとともに、国のデジタルガバメント推進方針に基づき、「個々の手続きが一貫してデジタルで完結（デジタルファースト）」、「民間サービスも含め、どこでも一か所でサービスを実現（コネクテッドワンストップ）」、「一度提出した情報は、再提出不要（ワンスオンリー）」、の実現に向けて取り組みます。

基本施策 8-④　「ふるさと昭島」として愛されるまちづくりの推進



■基本施策の目指す姿

- 昭島に住む人、昭島で生業をする人、昭島に関係するすべての人が、「ふるさと昭島」として誇りと愛着を持ち、笑顔で暮らしています。

■政策指標

住み続けたいと思う市民の割合を増やします（再掲）

ふるさととしての愛着度を増やします

■現状と課題

本市では、平和のもとで誰もが安心して末永く幸せに暮らすことができるよう、「市民憲章」、「高齢者憲章」を定め、「非核平和都市宣言」、「男女共同参画都市宣言」、「青少年とともにあゆむ都市宣言」、「交通安全都市宣言」を宣言しています。

また、本市は東京都のほぼ中央に位置し、都心部へも、奥多摩の森へもアクセスしやすい都市環境と、豊かな緑に深層地下水 100％の水道水を可能とする水と緑の自然環境に恵まれています。

比較的コンパクトな市域の中には、大規模な開発による新たな街並みとともに、社寺や仏閣、文化財なども多く存在し、伝統的な文化や歴史的な行事が地域に脈々と引き継がれています。

こうした環境は、「ふるさと昭島」の地域特性として、市民に愛される大きな魅力となっています。この素晴らしい地域特性を活かしつつ、憲章や宣言の趣旨、まちづくりの理念である「人間尊重」と「環境との共生」を大切にした施策展開が今後も必要となります。

今後更に複雑化、多様化していく社会、目まぐるしく移り変わる時代の変化に対し、柔軟に対応していく姿勢と同時に、多様な立場の人々の多様な考え方を互いに認め合うことが重要です。その中で、地域の多様な主体が関わり合い、意外性のある新しい魅力が創り出されます。

「ふるさと昭島」の素晴らしい地域特性を次世代に継承し、そして、多様性と意外性のあるまちづくりを進めていくことで、このまちに暮らす人だけではなく、このまちで生業をする人、このまちに関係するすべての人々の中に「ふるさと昭島」の誇りと愛着が生まれ、その思いが、誰からも愛されるまちづくりにつながっていきます。

■主な取組

a. 郷土愛の醸成

安全で利便性に富んだ都市基盤と水と緑の自然環境が調和し、また、受け継がれてきた歴史や文化といった本市の大きな魅力である地域特性を活かしつつ、本計画で掲げる施策を確実に実行していきます。そして、すべての市民が潤いと安らぎに満ちた心豊かに安心して暮らし続けられる、「ふるさと昭島」を構築します。また併せて、住宅都市としての魅力を次世代に引き継ぐまちづくりを進めます。

互いが互いを認め合い、一人ひとりの尊厳を大切にした、多様性を認め合える地域社会の形成を図ります。また、複雑化、多様化する社会経済状況の変化や時代の流れを的確に捉え、変化を恐れず柔軟な発想による施策展開に努めます。そして、多様性と意外性のある楽しいまちづくりを進めます。

b. 憲章・都市宣言趣旨の推進

憲章や都市宣言の趣旨を踏まえ、誰もが平和のもと、安全で安心して、いきいきと自分らしく暮らすことのできるまちづくりを進めます。